

JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想

平成 22 年 2 月

安 土 町

目 次

第1章	はじめに.....	1
1.1	基本構想策定の背景と目的.....	1
1.2	基本構想の位置づけ.....	2
1.3	基本構想の目標年次.....	4
第2章	JR 安土駅周辺地区の現況と課題.....	5
2.1	地区の位置づけ.....	5
2.2	JR 安土駅及び駅周辺地区の現況.....	16
2.3	移動等円滑化に関する整備課題.....	32
第3章	現地点検調査等による課題.....	33
3.1	現地点検調査等の概要.....	33
3.2	現地点検調査結果.....	36
3.3	ヒアリング調査結果.....	38
3.4	現地点検調査等から得られた課題.....	39
第4章	移動等円滑化の基本理念と基本的な方針.....	40
第5章	重点整備地区の区域と生活関連施設・経路の設定.....	41
5.1	設定の方針.....	41
5.2	重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路の設定.....	42
第6章	移動等円滑化のために実施すべき特定事業・その他事業.....	44
6.1	事業計画の策定方針.....	44
6.2	特定事業計画.....	45
6.3	その他の事業に関する計画.....	56
第7章	移動等円滑化の事業推進に向けて.....	59
	<用語の解説>.....	62
	付属資料.....	65
1.	JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想検討協議会 設置要綱.....	65
2.	JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想検討協議会 名簿.....	67

第1章 はじめに

1.1 基本構想策定の背景と目的

安土町は、滋賀県のほぼ中央部にあって北から東・南は東近江市、西には近江八幡市が位置する面積 24.30 平方キロメートル、人口は平成 20 年 10 月 1 日現在 12,171 人の町です。産業は農業に従事する人が減少するなかで、国道 8 号沿道等に大規模工場が立地し、商工業等従事者が増加しています。一方、安土城に代表される特色ある歴史文化遺産を背景とする個性ある町で多くの観光客が訪れています。このような町の概況のなかで、他の都市と同様に高齢化が進展し、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営む上で、公共交通機関や道路等のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者等の移動や施設の利用の利便性・安全性の向上を促進することが必要となっています。

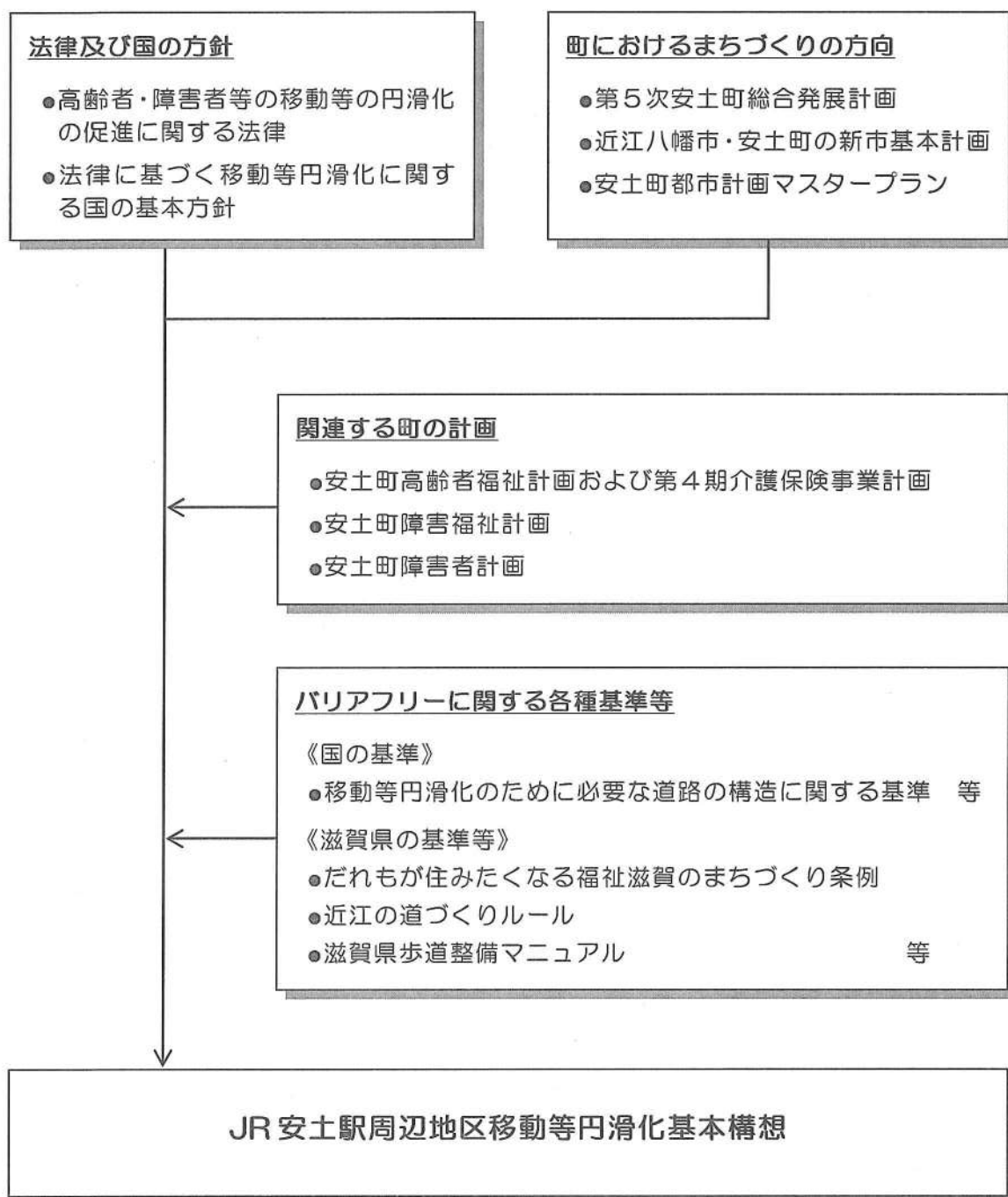
上記に示す背景を受けて、本基本構想は、町域の中でも人口集積が高く、日常生活に関連する諸機能が集中する JR 安土駅周辺地区を対象として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）の第 25 条で定める「移動等円滑化基本構想」を、関連する都市計画等の諸計画と調和・整合を図りつつ策定するものです。

1.2 基本構想の位置づけ

1.2.1 法的な位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法及び国の移動等円滑化の基本方針を受けて、町における都市計画等のまちづくりの方向、関連する町の計画との整合を図り策定するものです。

また、基本構想のうち特定事業計画については、バリアフリー化に関する国や県の基準等に即して策定します。



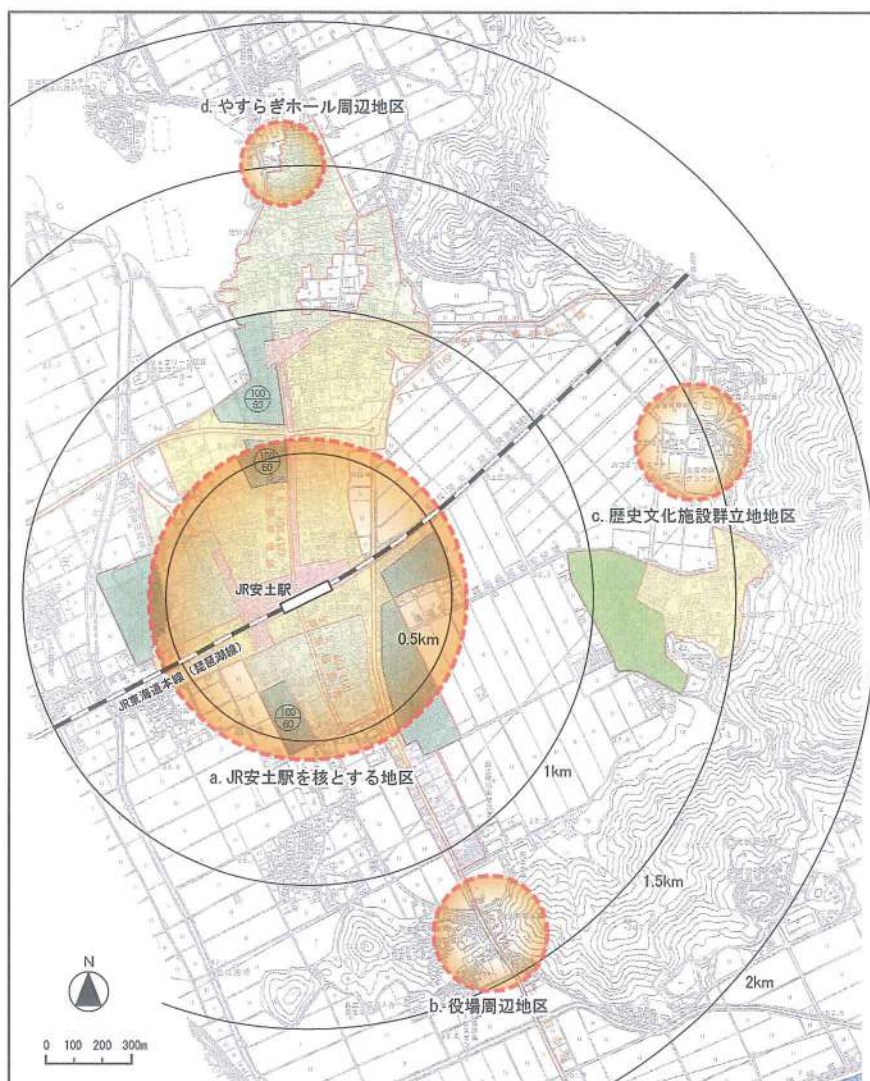
1.2.2 対象地区の設定

- 安土町の市街地形成や主要施設の分布状況から、町内で移動等円滑化の推進を検討することが望ましいエリアが下図の4地区あります。
- この中から、次のような考えに基づき、「JR 安土駅を核とする地区」を本基本構想の対象地区としました。

＜対象地区の設定方針＞

- ① 公共公益施設、医療施設等の一定の集積があること
- ② 上記施設サービス圏となる市街地の集積があること
- ③ 施設や市街地が徒歩圏内に集積していること

上記の方針により「JR 安土駅を核とする地区」を対象地区とする。
その他の地区は点的に施設が立地している状況にあり、各地区間の移動等の利便性を高める交通体系の導入等の検討が別途望まれます。



1.3 基本構想の目標年次

バリアフリー新法、並びに平成 12 年 11 月に施行された旧法では、2010 年（平成 22 年）を整備目標年次に定めており、本基本構想でも同様に、目標年次を「平成 22 年」と定めるものとします。

しかしながら、本構想で示すすべてを、法が定める目標年次までに行うことは、時間的、財政的、空間的に困難であることから、短期的にできる限り事業着手可能なものと、継続的に推進するものとに分別し、バリアフリー化を推進していきます。

第2章 JR安土駅周辺地区の現況と課題

2.1 地区の位置づけ

2.1.1 位置

- 安土町は滋賀県のほぼ中央にあり、琵琶湖最大の内湖である西の湖に接する位置にあります。
- JR安土駅は、安土町の中央部に位置する町内唯一の鉄道駅です。

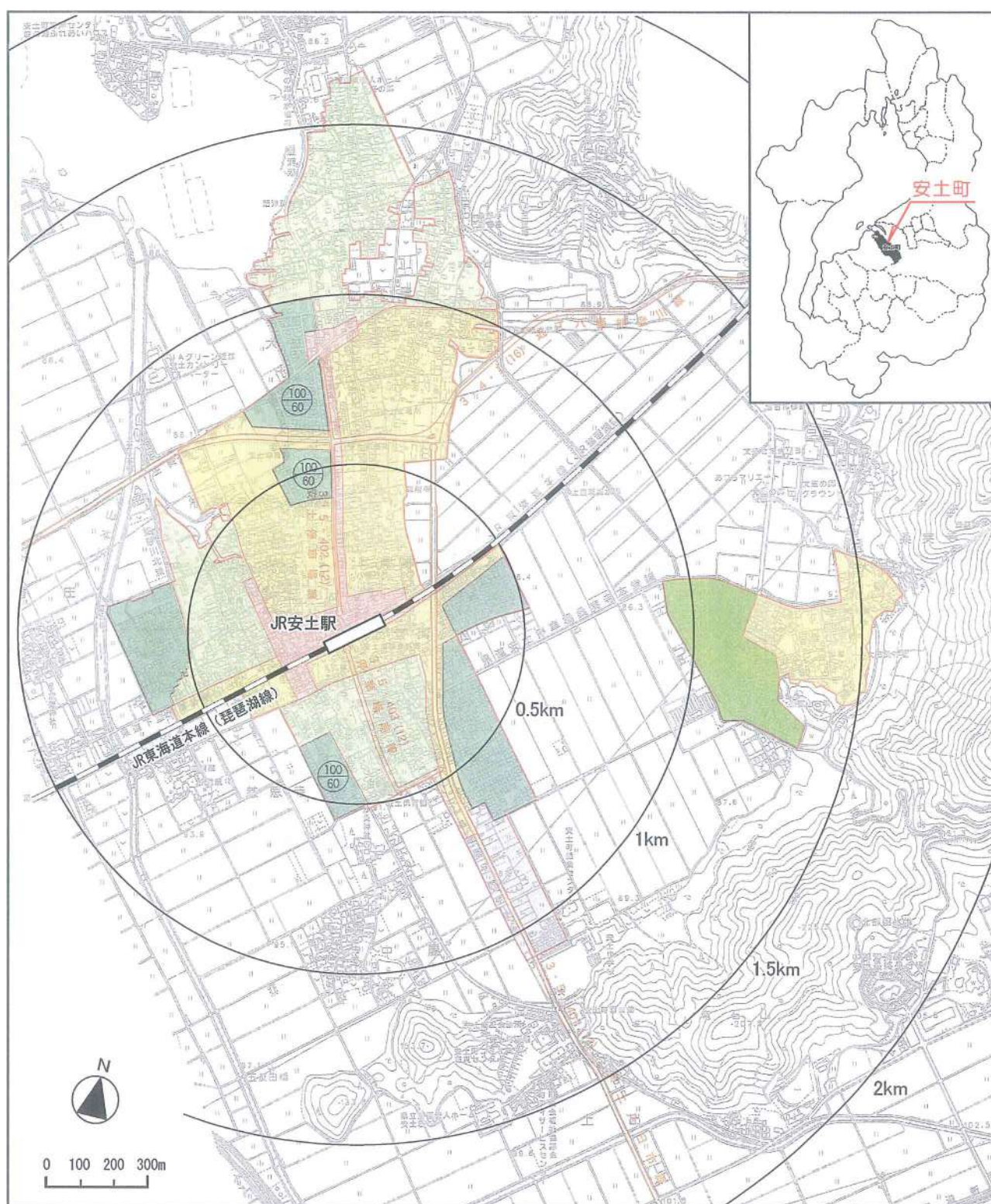
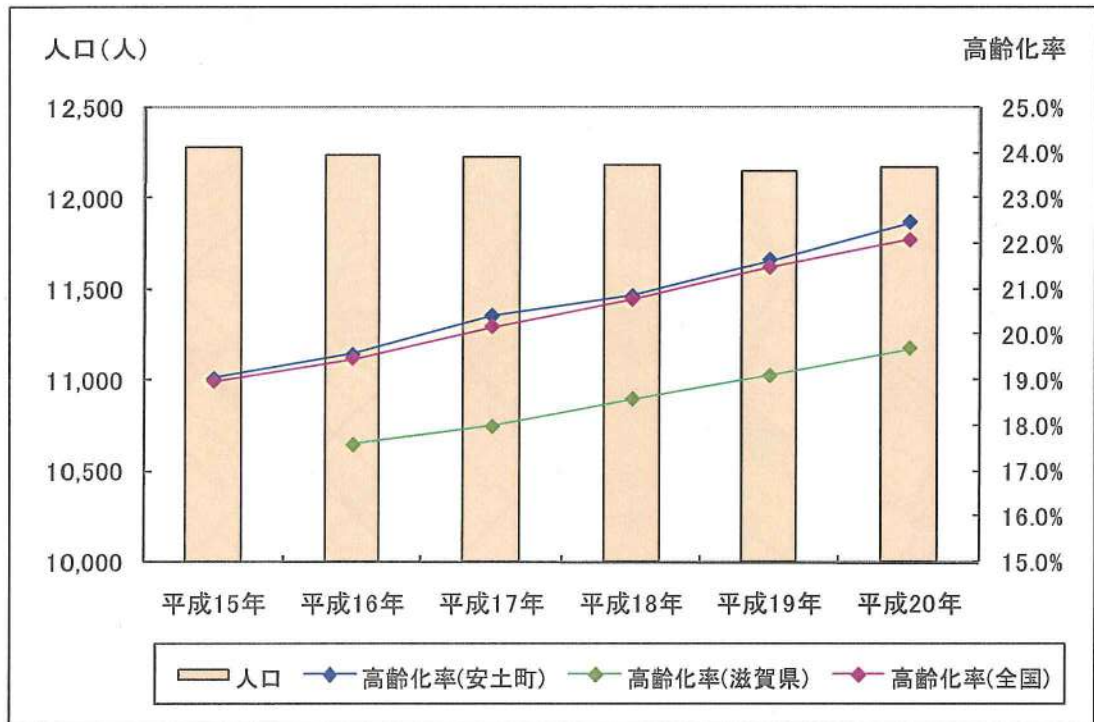


図 2-1 位置図

2.1.2 安土町の概況

- 安土町の人口は平成 20 年現在 12,171 人で、ここ数年は微減の傾向にあります。
- 65 歳以上人口の割合は平成 20 年 22.5%で、滋賀県全体の 19.7%、全国の 22.1%を上回っています。
- 町の産業は、農業に従事する人が減少する一方で、国道 8 号沿道等に大規模工場が立地しており、商工業等従業者が増加しています。



資料)

平成 15 年～19 年 「あづち統計資料編 (2007 年度)」 (毎年 3 月末現在)

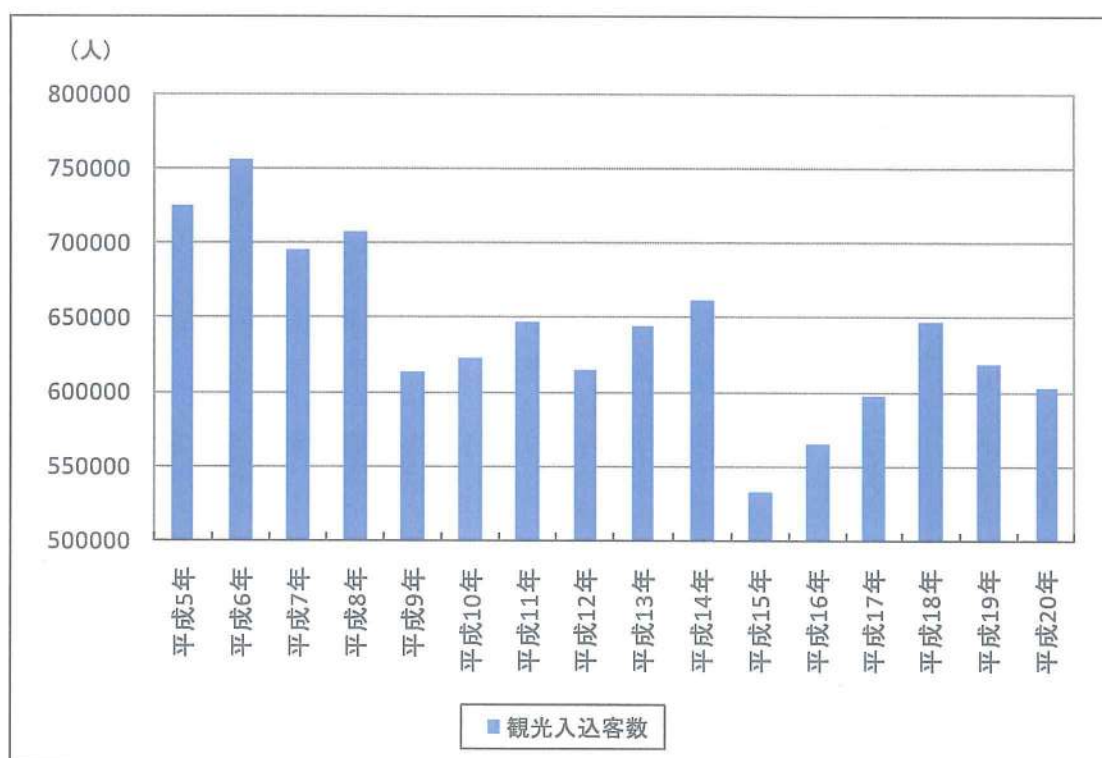
平成 20 年 「滋賀県推計人口年報」 (10 月 1 日現在)

高齢化率 (全国) 総務省統計局 (毎年 10 月 1 日現在推計人口)

高齢化率 (滋賀県) 滋賀県統計課 (毎年 10 月 1 日現在推計人口)

図 2-2 安土町の人口及び高齢化率の推移

- また安土城跡、観音寺城跡、老蘇の森、西の湖、田園風景等、歴史・文化の宝庫であり、年間約 60 万人の観光客が訪れるなど、観光も町の産業の柱となっています。



資料) 安土町

図 2-3 観光入込客数の推移

2.1.3 JR 安土駅及び駅周辺地区の現況

(1) 交通体系

地区の交通体系を図 2-4 に示します。

1) 道路

- JR 安土駅の周辺では、駅の南側を東西に走る国道 8 号や、北側を東西に走る主要地方道大津能登川長浜線が隣接都市とを結ぶ幹線となっています。
- また、駅の東側を南北に走る県道安土西生来線が、上記の国道 8 号と主要地方道大津能登川長浜線を結び、南北方向の幹線となっています。
- 駅の北側では県道下豊浦鷹飼線、南側では県道安土停車場桑実寺本堂線が、駅へのアクセス道路となっています。
- 自動車交通量は、JR 安土駅にアクセスする駅北側の県道下豊浦鷹飼線が 33 百台/12h(平日)、駅南側の県道安土停車場桑実寺本堂線 33 百台/12h(平日)、駅東側の県道安土西生来線が 72 百台/12h(平日)、駅北側の主要地方道大津能登川長浜線が 121 百台/12h(平日)・104 百台/12h(休日)となっています。

2) 交通

①鉄道

- 鉄道は、JR 東海道本線（琵琶湖線）が東西に走っており、JR 安土駅は町内唯一の鉄道駅です。

②バス・タクシー

- JR 安土駅には路線バスは乗入れていません。

③自家用車

- 安土町の世帯あたり自動車保有台数（乗用車・軽自動車）は 1.92 台で、滋賀県全体の 1.71 台よりも高く、自動車への依存が高いと考えられます。

表 2-1 自動保有台数（乗用車・軽自動車）

平成 20 年 3 月末日現在

	自動車保有台数 (乗用車・軽自動車)	世帯数	世帯あたり保有台数
安土町	7,821 台	4,078 世帯	1.92 台/世帯
滋賀県	848,197 台	496,305 世帯	1.71 台/世帯

資料) 平成 19 年度滋賀県統計書

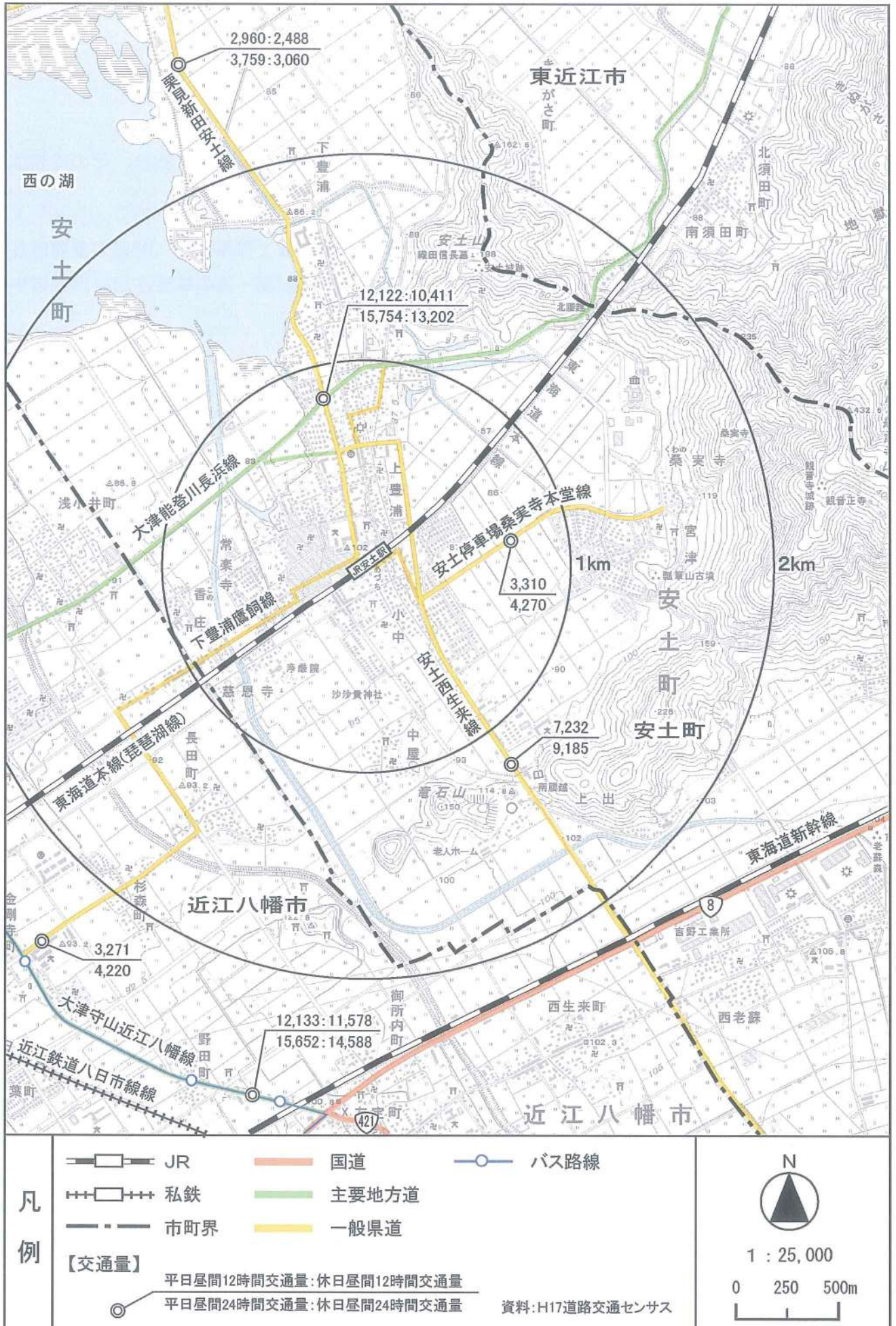


図 2-4 地区の交通体系

(2) 土地利用・主要施設

1) 土地利用

- JR 安土駅周辺では、駅周辺に住宅地を中心とする市街地が広がっており、その周囲は農地となっています。
- JR 安土駅周辺は市街化区域で、駅周辺と都市計画道路安土停車場線（県道下豊浦鷹飼線）の東側沿道が近隣商業地域、その他は第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域や第一種低層住居専用地域となっています。

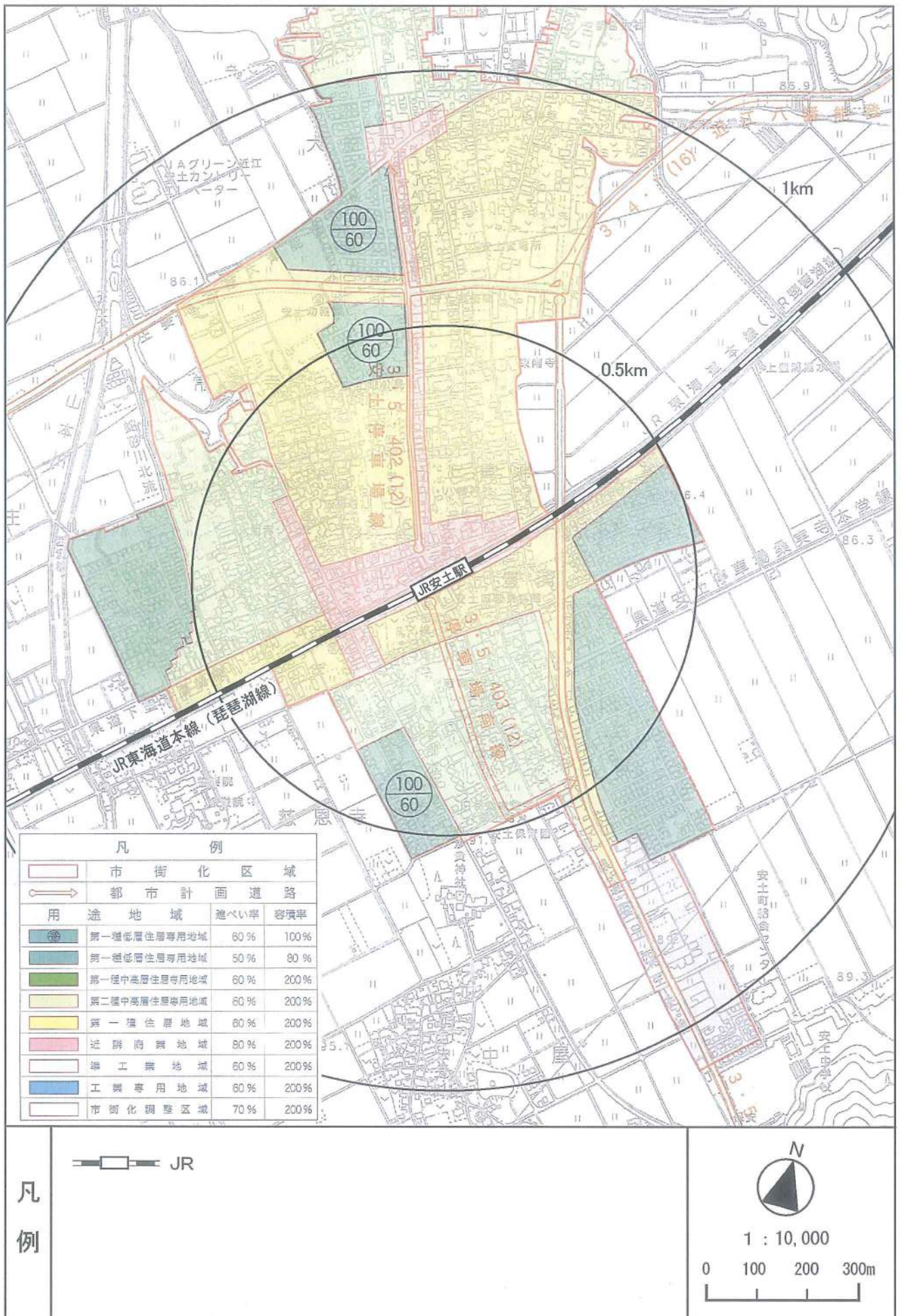


図 2-5 都市計画図

2) 主要施設の立地

主要施設の立地状況を図 2-6 に示します。

① 駅周辺

- JR 安土駅周辺では、駅舎は北に面しており、その北側には観光案内所（公益サービス施設）、数軒の医療施設や公民館、小学校、幼稚園、またフレンドマート安土店（商業施設）などの施設が立地しています。一方、駅の南側には城郭資料館（文化施設）、安土保育園（福祉施設）、業務用食品スーパー安土店（商業施設）、シルバー人材センター（公益サービス施設）が立地しています。

② 役場周辺

- JR 安土駅から南に約 1.5km の位置に安土町役場があり、その周辺には町立図書館（文化施設）、保健センター（福祉施設）、コミュニティ防災センター（公益サービス施設）、デイサービスセンター（福祉施設）、県立老人ホーム（福祉施設）、社会福祉協議会（公益サービス施設）などの施設が立地しています。

③ 文芸の郷周辺

- JR 安土駅から北東約 1.5 km の位置に安土城考古博物館（文化施設）、文芸セナリヨ（文化施設）、あづちマリエート（文化施設）が立地しています。

④ 西の湖畔周辺

- JR 安土駅から北に約 1.5 km の位置にやすらぎホール（公益サービス施設）、特別養護老人ホーム安土やすらぎの郷（福祉施設）、グループホームいっぴく安土庵（福祉施設）が立地しています。

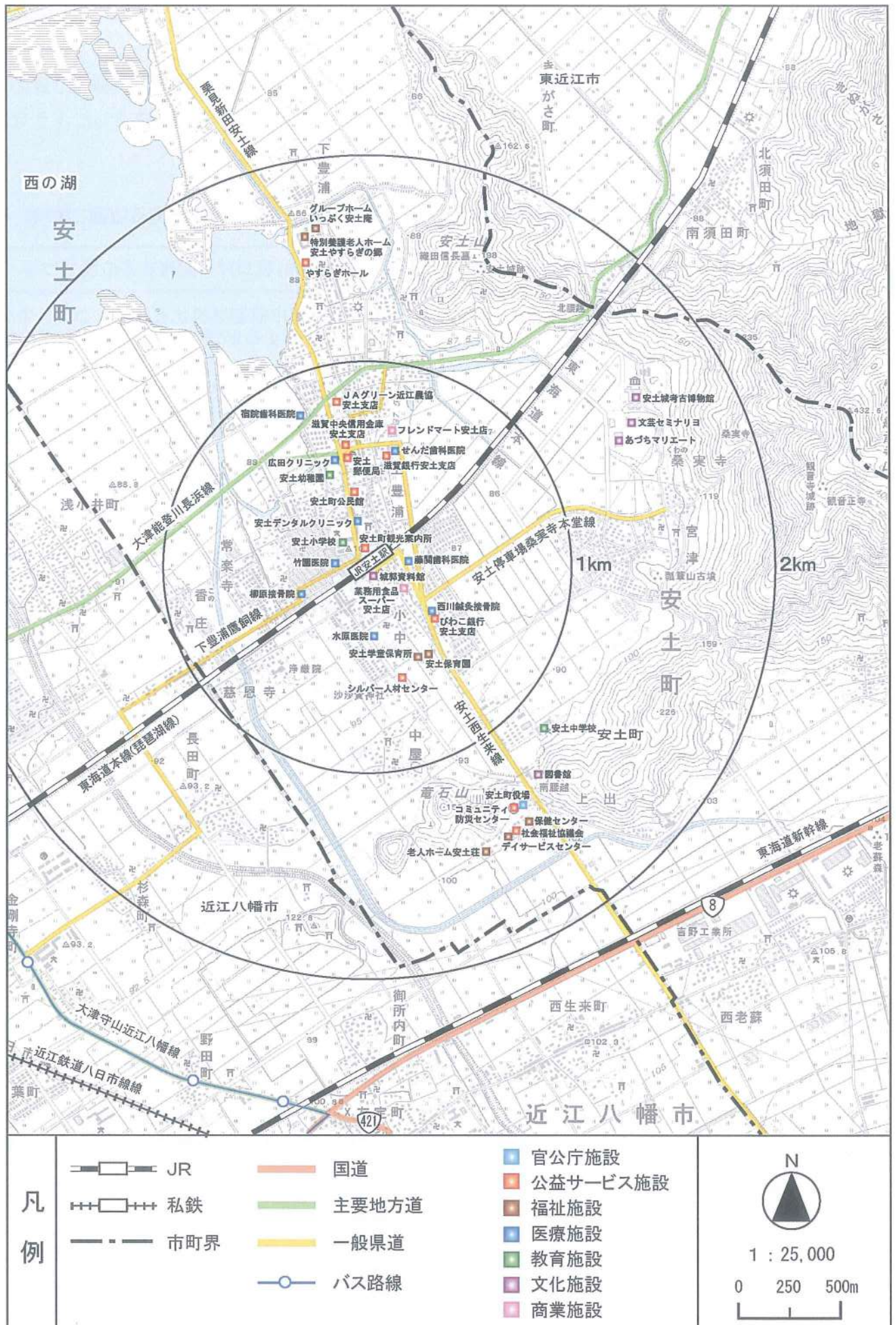


図 2-6 主要施設の立地状況

2.1.4 上位計画等

- 安土町の総合計画、都市計画マスタープラン、また福祉・介護等に関する計画は下表のような計画があり、JR安土駅周辺地区やバリアフリー化について、表中に抽出したような位置づけがなされています。

表 2-2 上位計画等における地区の位置づけやバリアフリーに関する位置づけ等

区分	名称	策定	地区の位置づけ・関連する位置づけ等
総合計画	第5次安土町総合発展計画	安土町 (平成13年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的な都市構造は現状を維持しつつ、中心市街地に隣接する区域で一部市街化区域の拡大を図る ● 鉄道及び関連施設については、輸送力の増強、駅舎の改築等を関係機関に働きかけるとともに、駅前広場の拡充整備等を推進する ● JR安土駅へのアクセス道路の整備等を進める ● 道路や公的施設等のバリアフリー化を促進する ● 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する ● 町内公共交通の機能強化を検討する ● 社会的ニーズの高まっている交流産業に着目し、従来の観光業よりは幅の広い客層を対象とした産業の育成・振興を図るため、新しい交流拠点の整備とネットワークの形成、安土の新しい「売り物」づくり、集客イベントの充実、を位置づけている
新市基本計画	近江八幡市・安土町の新市基本計画	近江八幡市・安土町合併協議会 (平成21年5月)	<ul style="list-style-type: none"> ● JR安土駅周辺を生活機能集積拠点として位置づけられ、生活に必要な都市的機能が集積しており、より一層の機能向上を図る拠点とされている ● 歩道の拡幅やフラット化などバリアフリーに配慮した施設整備の推進 ● JR安土駅の周辺整備 ● 交通施設のバリアフリー化の推進 ● 市民バスの路線拡大の検討
都市計画	安土町都市計画マスタープラン	安土町 (平成8年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ● JR安土駅周辺市街地を「中心エリア」と位置づけている ● 「中心エリア」では商業機能の集積を図り、また町の玄関として交通機能、観光サービス機能の充実を図る ● 町役場周辺を「行政エリア」に位置づけ、公共機関、公益施設の集積と町民交流機能の向上に努める ● 中心エリア・行政エリアから西の湖のみずべ・環境レクリエーションエリアを「都市軸」に位置づけている

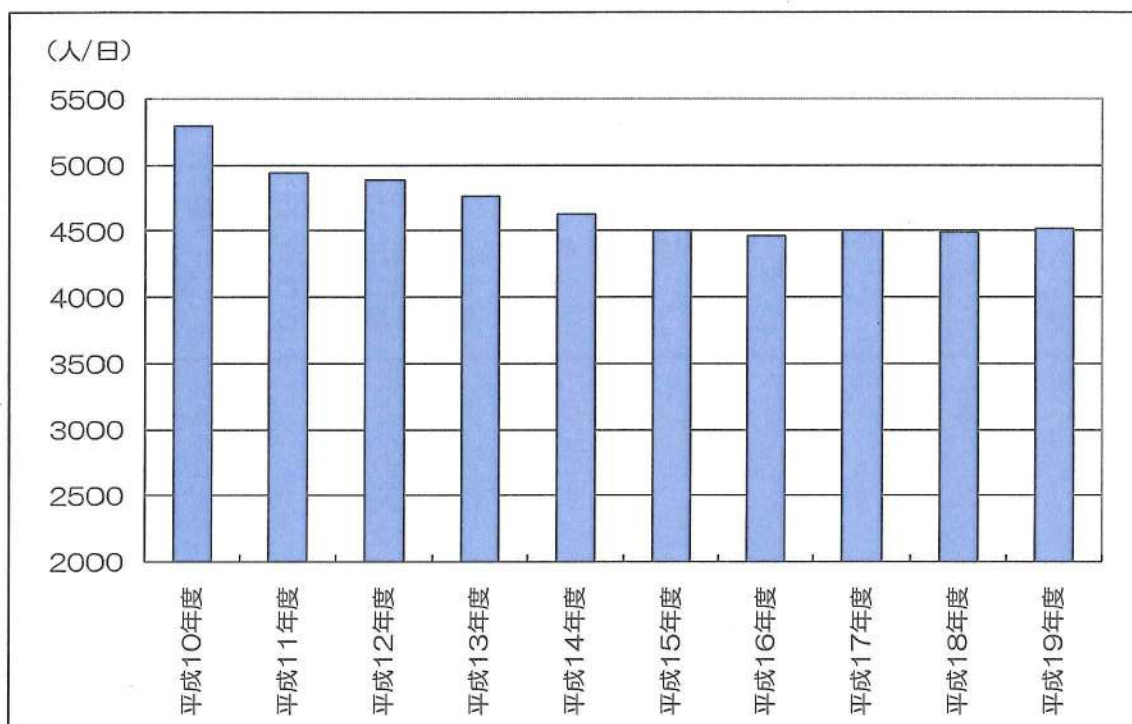
区分	名称	策定	地区の位置づけ・関連する位置づけ等
福祉・介護等に関する計画	安土町高齢者福祉計画および第4期介護保険事業計画	安土町 (平成21年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化の進展が進み、平成26年度には高齢者人口3,209人、高齢化率26.9%と推計される ●計画の基本理念 『年齢を重ねても 住み慣れた安土で 安心して暮らしていけるまちづくり』
	安土町障害福祉計画	安土町 (平成21年3月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本理念 『いきいきとたがいを活かし 暮らすまち安土町』 ●障害のある人のニーズに対応した移動支援を検討し、社会参加の促進に努める
	安土町障害者計画	安土町 (平成19年8月)	<p><人にやさしいまちづくりの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ●誰もが利用しやすいように、JR安土駅周辺のバリアフリー化を推進する ●障害者用の駐車スペースの確保等、外出しやすい環境づくりとして、関係機関と連携して駅前整備を促進する

2.2 JR 安土駅及び駅周辺地区の現況

2.2.1 JR 安土駅の現況

(1) 乗降客数

- JR 安土駅の一日平均乗降客数は、平成 19 年度で 4,516 人/日となっています。
- 経年的には平成 10 年度には 5,294 人/日であったものが、平成 15 年度にかけて減少し、平成 15 年度以降は 4,500 人/日程度で横ばいの傾向にあります。



資料：滋賀県統計書

図 2-7 JR 安土駅一日平均乗降客数の推移

(2) 駅施設

- 駅形態は地平駅で、駅舎は北側に設置されています。
- ホームは2面3線で、上りホームと下りホームは跨線橋により結ばれています。
- 跨線橋は階段のみで、エレベーター・エスカレーターは設置されていません。

(3) 列車の発着状況

- JR 安土駅は各駅停車駅で、平日のピーク時間帯（6時台）には1時間6本、昼間は4本の発着となっています。

(4) 交通結節施設

- 駅の南北両側に広場があり、北側は都市計画決定された交通広場となっています。
- 駅北広場には路線バスの乗入れはなく、タクシーや一般車の送り迎え（キス&ライド）等に利用されています。
- 駅南広場は、一般車の送り迎えや企業バスの送迎の乗降場として利用されています。
- 駅の南北の広場を連絡する地下通路が整備されています。

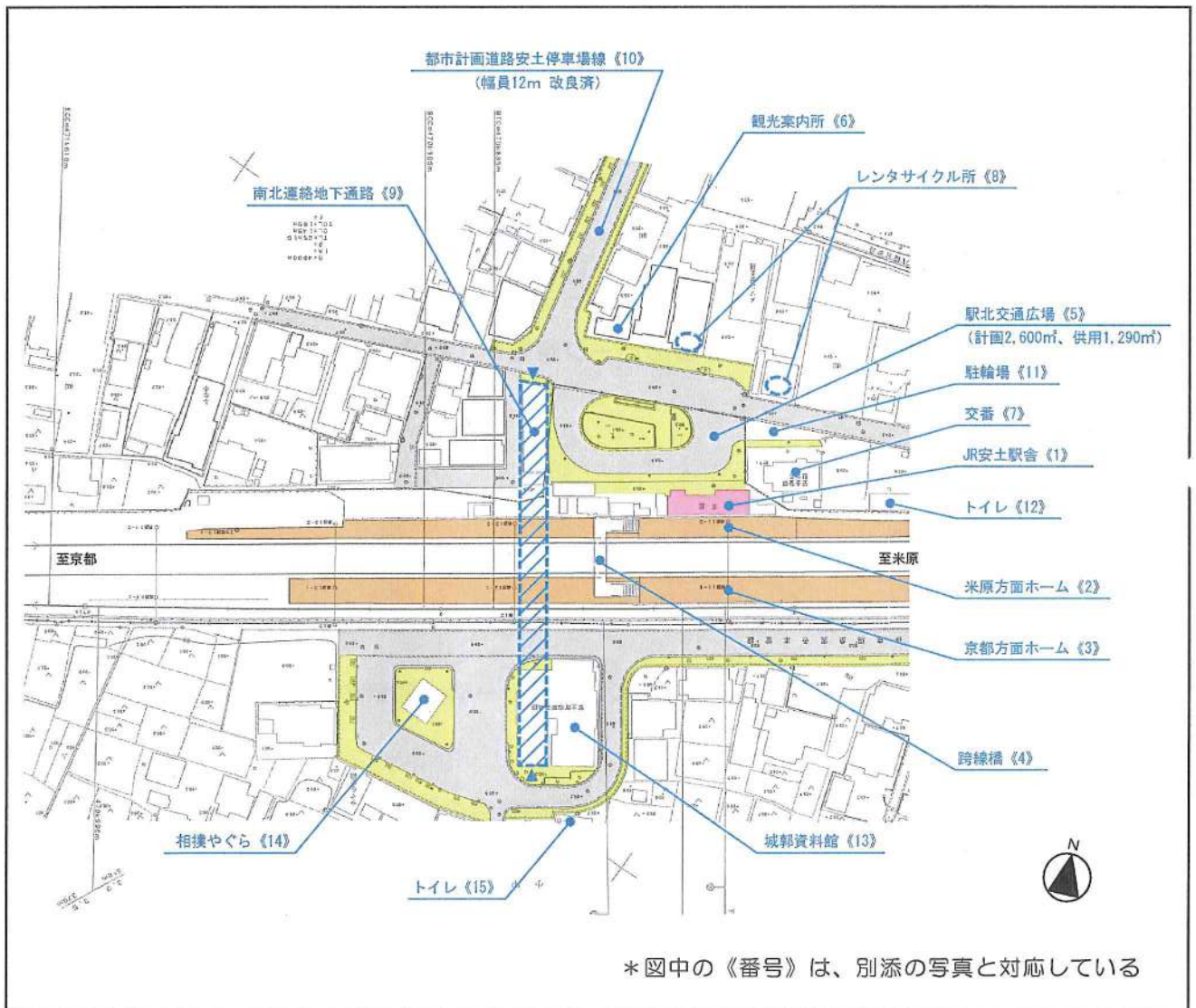


図 2-8 JR 安土駅の現況

《1》 JR 安土駅駅舎



駅舎外観



改札口（幅広改札はない）



運賃表示・自動券売機



待合所（改札外）

《2》 JR 安土駅ホーム（米原方面）



視覚障害者誘導用ブロック



行先表示（電光掲示板、音声案内あり）

《3》 JR 安土駅ホーム（京都方面）



視覚障害者誘導用ブロック、ベンチ



行先表示（電光掲示板、音声案内あり）

《4》 跨線橋



跨線橋外観



階段(2段手すりが設置されている)

《5》 駅北交通広場



交通広場全景



北側停車スペース



モニュメント



観光ルート等の案内表示



南側停車スペース



案内表示

《6》 観光案内所



《7》 交番



《8》 レンタサイクル



《9》 南北連絡地下通路



北側出入口部



階段、スロープ



通路内部



南側出入口部

《10》都市計画道路安土停車場線（県道下豊浦鷹飼線）



《11》駐輪場



《12》トイレ（駅北）



《13》城郭資料館



西側は広場となっている

《14》相撲やぐら



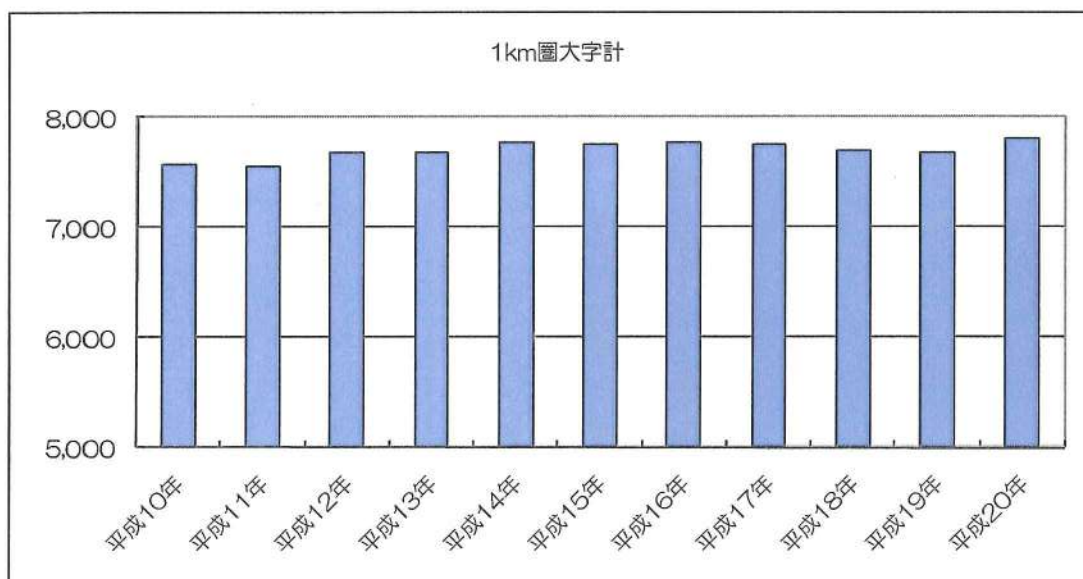
《15》トイレ（駅南）



2.2.2 駅周辺地区の現況

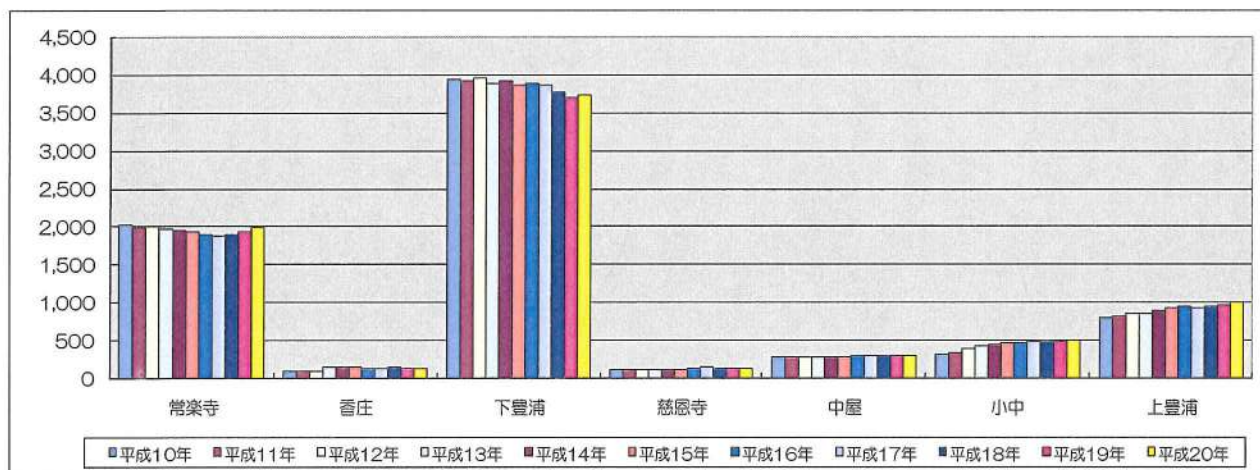
(1) 人口

- 駅を中心とした1km圏に含まれる大字の人口は、平成20年で7,806人であり、町全体の64%を占めます。
- 1km圏の人口は、平成10年に7,563人であったものが、増加減少を繰り返し平成20年までの11年間で243人（1.03倍）の増加となっています。
- 大字別にみると、駅北側の常楽寺・下豊浦が減少、その他は増加の傾向にあります。



資料) 滋賀県推計人口年報(各年10月1日現在)

図2-9 駅1km圏人口の推移



資料) 滋賀県推計人口年報(各年10月1日現在)

図2-10 駅1km圏大字別の人口推移

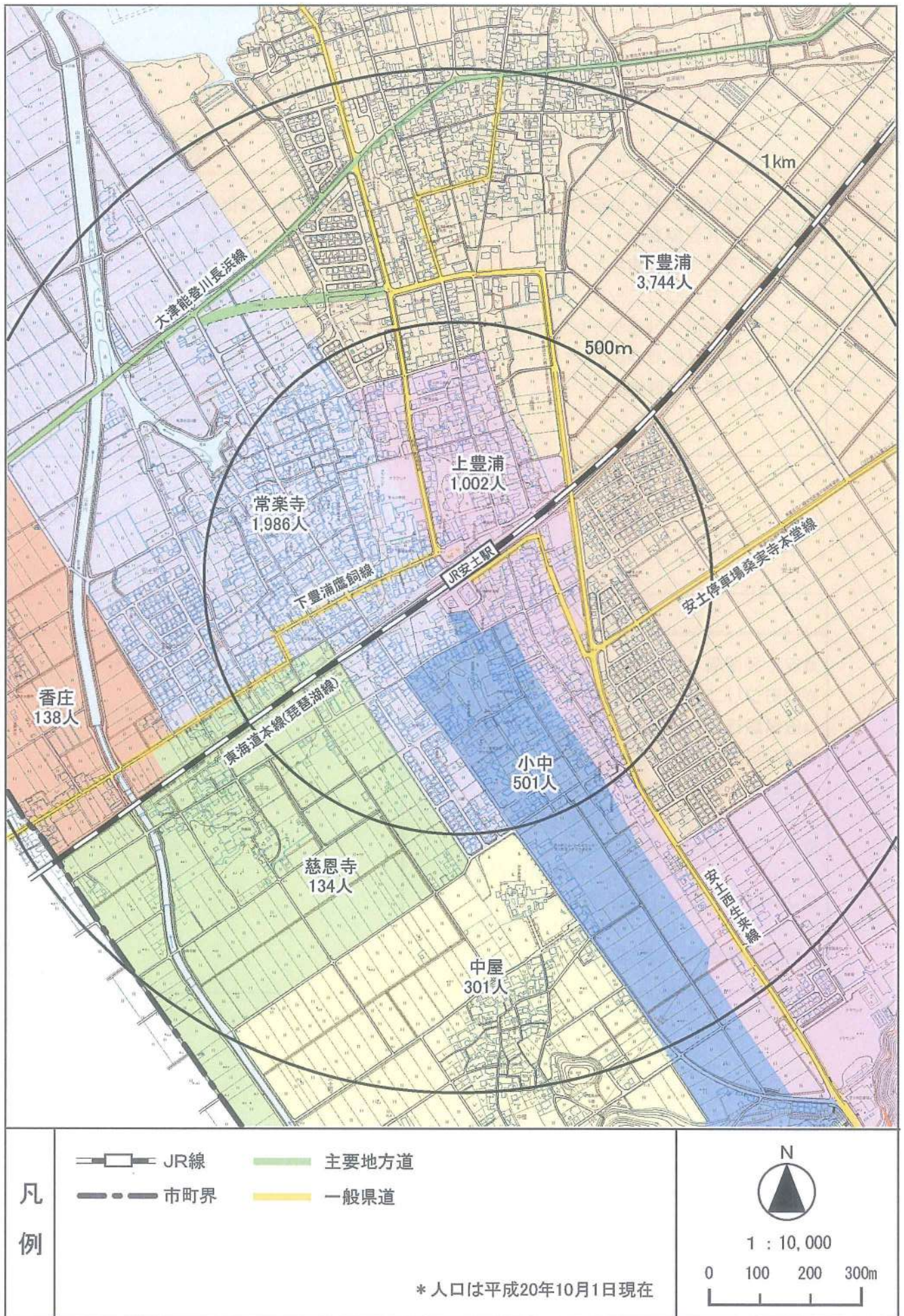


図 2-11 地区別人口

(2) 施設分布

- JR 安土駅から 500m 圏内には、以下の施設が立地しています。

駅北	駅南
<ul style="list-style-type: none"> ◎安土町観光案内所（公益サービス施設） ◎竹園医院（医療施設） ◎安土小学校（教育施設） ◎安土デンタルクリニック（医療施設） ◎安土町公民館（公益サービス施設） ◎柳原接骨院（医療施設） ◎安土幼稚園（教育施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎城郭資料館（文化施設） ◎藤関歯科医院（医療施設） ◎業務用食品スーパー 安土店（商業施設） ◎西川鍼灸接骨院（医療施設） ◎びわこ銀行 安土支店（公益サービス施設） ◎水原医院（医療施設） ◎安土学童保育所（福祉施設） ◎安土保育園（福祉施設）

- JR 安土駅から 500m～1km 圏内には、以下の施設が立地しています。

駅北	駅南
<ul style="list-style-type: none"> ◎安土郵便局（公益サービス施設） ◎広田クリニック（医療施設） ◎滋賀銀行 安土支店（公益サービス施設） ◎せんだ歯科医院（医療施設） ◎滋賀中央信用金庫 安土支店 （公益サービス施設） ◎フレンドマート 安土店 （商業施設：大規模小売店舗） ◎JAグリーン近江農協 安土支店 （公益サービス施設） ◎宿院歯科医院（医療施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎シルバー人材センター（公益サービス施設）

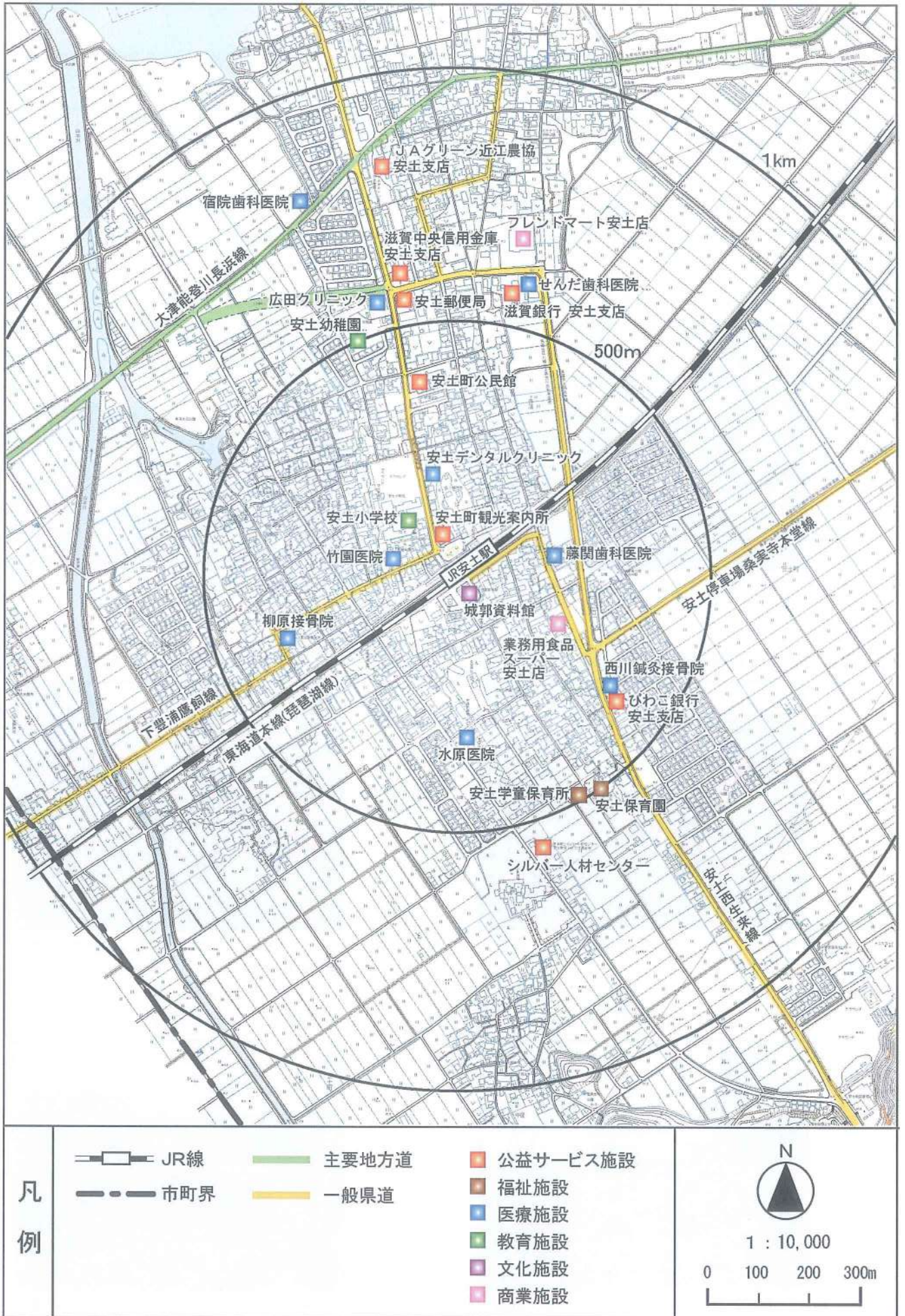


図 2-12 主要施設の立地状況

(3) 道路

- JR 安土駅周辺では、県道指定されている路線では、多くの区間で歩道が設置されています。
- 町道の多くは、生活道路で歩車分離されていませんが、路側帯部をカラー舗装しているなど、歩車共存道路的な整備がされています。
- JR 安土駅の南側の保育園に至る南北町道は、自転車歩行者優先道路としてカラー舗装や案内表示、交差点部の注意喚起表示などの整備がされています。

①安土小学校付近（県道下豊浦鷹飼線）



両側にセミフラット構造の歩道が設置されている

②安土郵便局前交差点



信号機のある交差点

③安土郵便局前交差点西側



両側にセミフラット構造の歩道が設置されている

④安土郵便局前交差点東側（県道安土西生来線）



両側にセミフラット構造の歩道が設置されている

⑤フレンドマーケット付近（県道安土西生来線）



片側にセミフラット構造の歩道が設置されている

⑥JRオーバースパス北側（県道安土西生来線）



片側にセミフラット構造の歩道が設置されている

⑦ JR横断地下通路（県道安土西生来線）



車道はオーバース、自転車歩行者はアンダーパス

⑧ 下豊浦交差点西側（主要地方道大津能登川長浜線）



片側は水路ふたかけ歩道、片側はセミフラット構造の歩道となっている

⑨ 西の湖南側（県道栗見新田安土線）



歩道は設置されていない

⑩ JR 安土駅北西市街地の南北町道



歩道は設置されていない

⑪ 常楽寺南交差点（県道下豊浦鷹飼線×町道）



イメージハンプが設置されている

⑫ JR 安土駅北西側（県道下豊浦鷹飼線）



歩道は設置されていない

⑬ JR 安土駅前交差点



信号機のない交差点

⑭ JR 安土駅南東側（県道安土停車場桑実寺本堂）



片側にセミフラット構造の歩道が設置されている

⑮JR 安土駅南東側(県道安土停車場桑実寺本堂線)



歩道は設置されていない

⑯加賀団地口交差点



信号機のある交差点

⑰JR 安土駅南側 (県道安土西生来線)



片側にフルフラット構造の歩道が設置されている

⑱JR 安土駅南側 (町道)

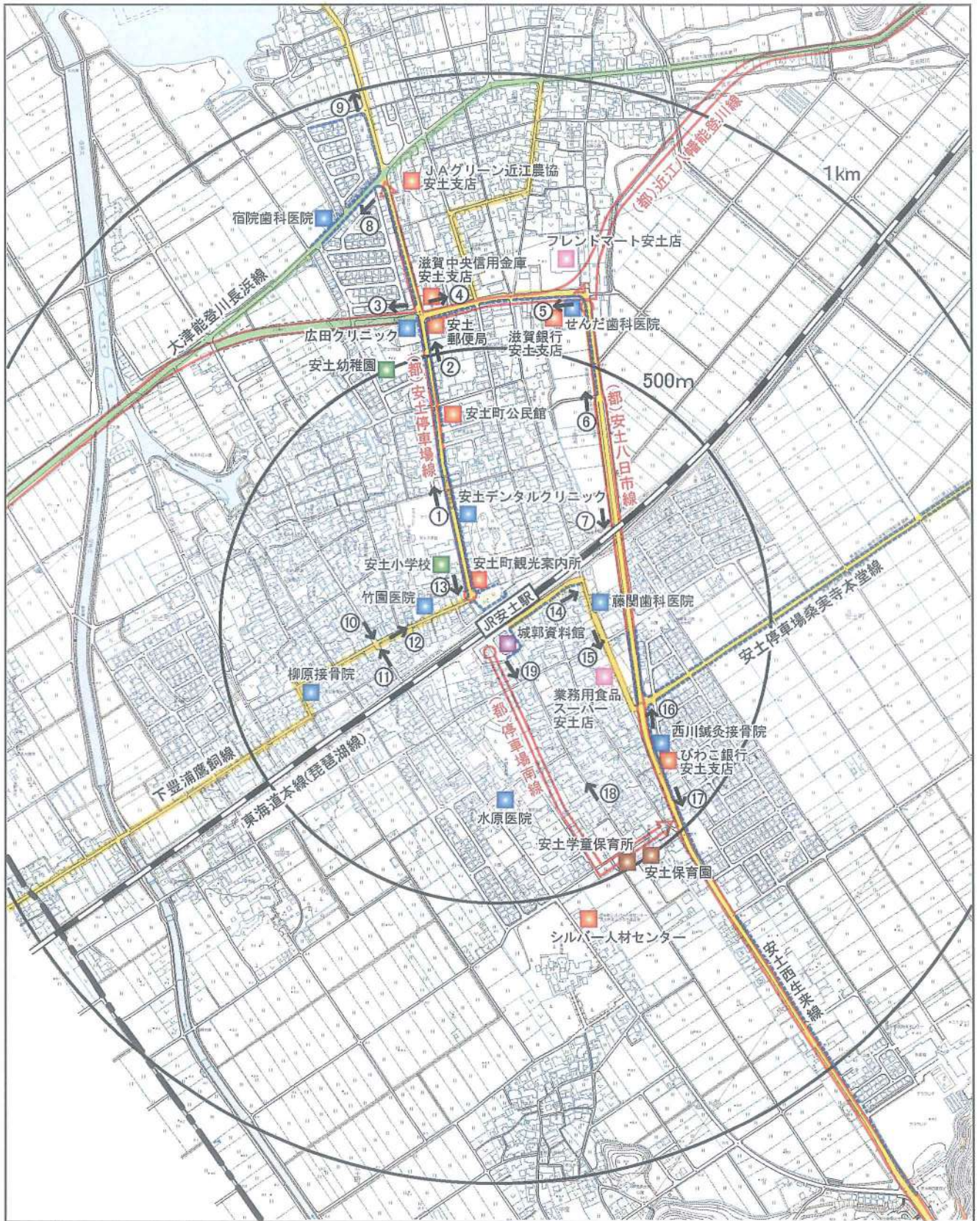


自転車歩行者優先道路として整備されている

⑲JR 安土駅南側 (町道)



自転車歩行者優先道路として整備されている



凡例	JR線	主要地方道	公益サービス施設
	市町界	一般県道	福祉施設
	撮影方向 ① 写真番号	都市計画道路	医療施設
		歩道	教育施設
		文化施設	商業施設

N

1 : 10,000

0 100 200 300m

図 2-13 道路現況

2.3 移動等円滑化に関する整備課題

- JR 安土駅は町内唯一の公共交通の結節点で、町への玄関口であり、駅周辺市街地は中心市街地を形成しています。
- 一方、駅及び駅周辺の道路施設等はバリアフリー化が進んでおらず、今後の高齢社会の進展等に備え、すべての人が安全・快適・便利に移動等ができるまちづくりが課題です。

地区の位置

- ◎ JR 安土駅は町唯一の鉄道駅で、地区は駅を中心とした中心市街地地区です

上位計画等での位置づけ

- ◎ JR 安土駅周辺地区は「中心エリア」として位置づけています
- ◎ 町役場周辺の行政エリアと中心エリア、西の湖を結ぶ軸を「都市軸」に位置づけています
- ◎ JR 安土駅の改築の働きかけや駅前広場の整備、駅へのアクセス道路の整備を進めています
- ◎ 今後高齢化の進展が予想されています
- ◎ 道路や公的施設等のバリアフリー化を推進するとしています

駅及び駅周辺の現況

- ◎ JR 安土駅は1日平均約4.5千人/日の利用のある駅で、エレベーター等は未整備です
- ◎ 駅の南北に駅前広場が立地し、南北を結ぶ地下通路が整備されていますが、勾配がきつくと、移動等円滑化等から問題があります
- ◎ 駅から1km 圏内に公共公益施設等が数多く立地しています
- ◎ 駅周辺の道路のうち、県道等主要路線は歩車分離されていますが、町道は歩道のない道路となっています

地区の整備課題

- ◎ JR 安土駅は町唯一の公共交通の結節点で、市街地形成の核施設であるとともに、町への玄関口となる施設です
- ◎ 駅周辺地区は町の中心・骨格を形成する中心市街地です
- ◎ 今後の高齢社会の進展に備え、使いやすい交通結節点、都市基盤へと再生することが課題です

第3章 現地点検調査等による課題

3.1 現地点検調査等の概要

本基本構想の策定にあたって、検討対象地区における生活関連経路候補路線等の現状の問題点を把握する現地点検調査（バリアウォッチング）を実施しました。また、本基本構想策定に向けて関係者の意向把握を目的として、ヒアリング調査を実施しました。

(1) 現地点検調査（バリアウォッチング）の概要

- ① 日 時：平成21年8月25日 10:00～12:30
(うち10:00～11:00は関係者ヒアリング等)
- ② 場 所：別紙ルート図参照
- ③ 調査方法：道路の区間及び交差点毎にチェックシートに問題点等を記入

(2) 関係者ヒアリング調査の概要

- ① 日 時：平成21年8月25日 10:00～11:00
- ② 場 所：安土町公民館にて現地点検調査に先立って実施
- ③ 調査方法：設問に沿って事務局員が参加者にヒアリングを行い回答をシートに記入
- ④ そ の 他：同時に小学生を対象としたヒアリングも実施

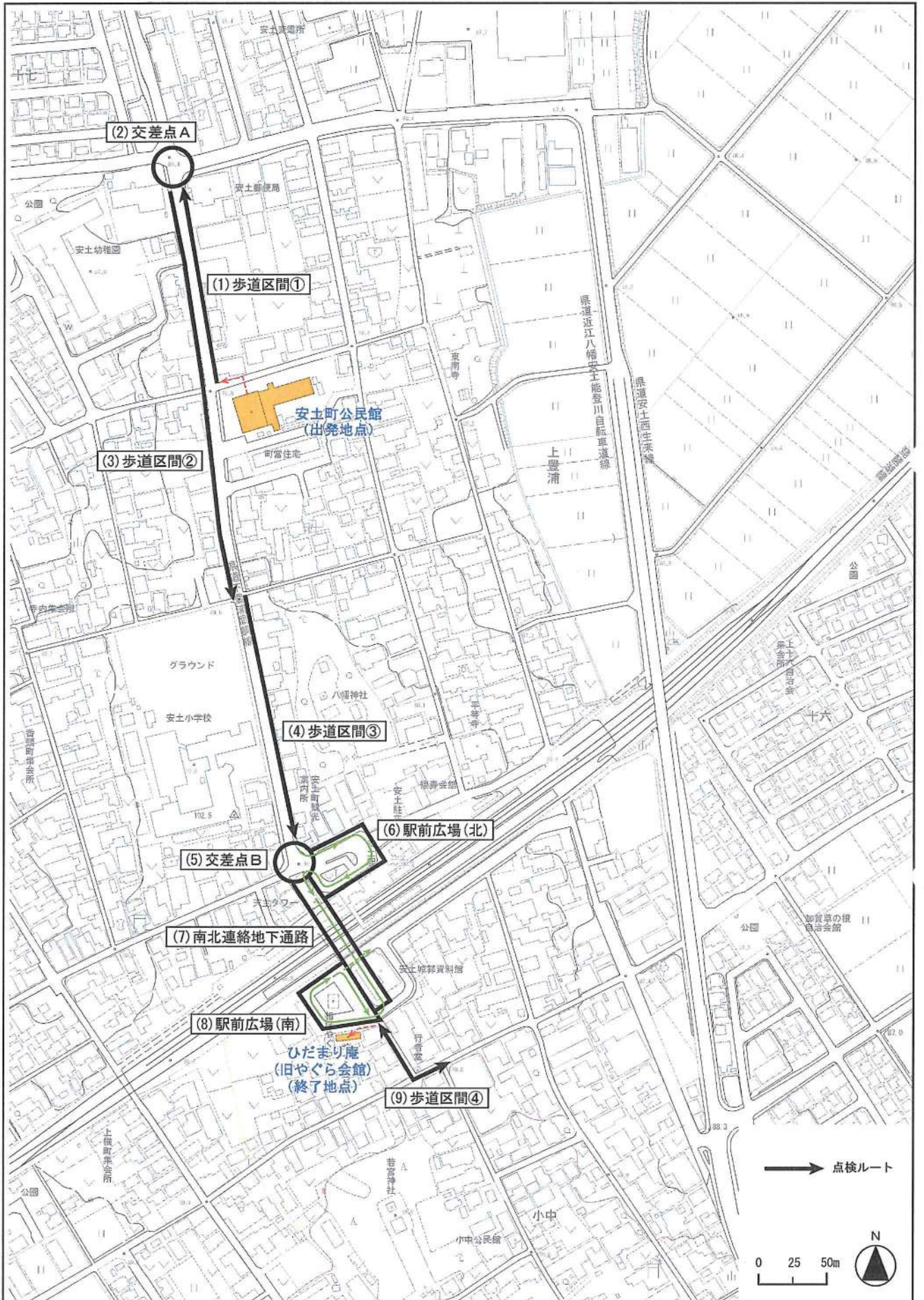


図 3-1 JR 安土駅周辺現地点検調査（バリアウォッチング）ルート図

現地点検調査及びヒアリング調査の状況



事務局による説明



ヒアリング



小学生ヒアリング



現地点検



現地点検



ひだまり庵（旧やぐら会館）での
まとめ風景

3.2 現地点検調査結果

現地点検調査で参加者より得られた各施設の主要な問題点を下記に、及び箇所別問題点を次頁図に示します。

- 歩道等の舗装面が経年劣化等により傷んでいる箇所が多く、歩行等の支障になっています。
- マウンドアップ式の歩道の区間で、車両乗入れ部等の連続による波打ちや、部分的に勾配がきつい区間があります。
- 視覚障害者誘導用ブロックが整備されている北側駅前広場では JIS 規格外であったり、舗装と同系色で輝度差が少ないなどの問題があります。
- 道路には視覚障害者誘導用ブロックが整備されていません。
- 水路や側溝にふたや柵がなく、危険な箇所があります。
- 交差点で音響信号機が設置されていません。
- 案内サインがない、又は目立たない箇所に設置されています。
- 駅の南北連絡地下通路の勾配がきつい。

《小学生からの意見（上記と重複は除く）》

- 道路（歩道）上に置かれている自転車が邪魔に感じます。
- 観光客に道順を聞かれることがあります。
- 自転車に乗っている時、街路樹の枝がちょうど頭の高さであり危険を感じます。

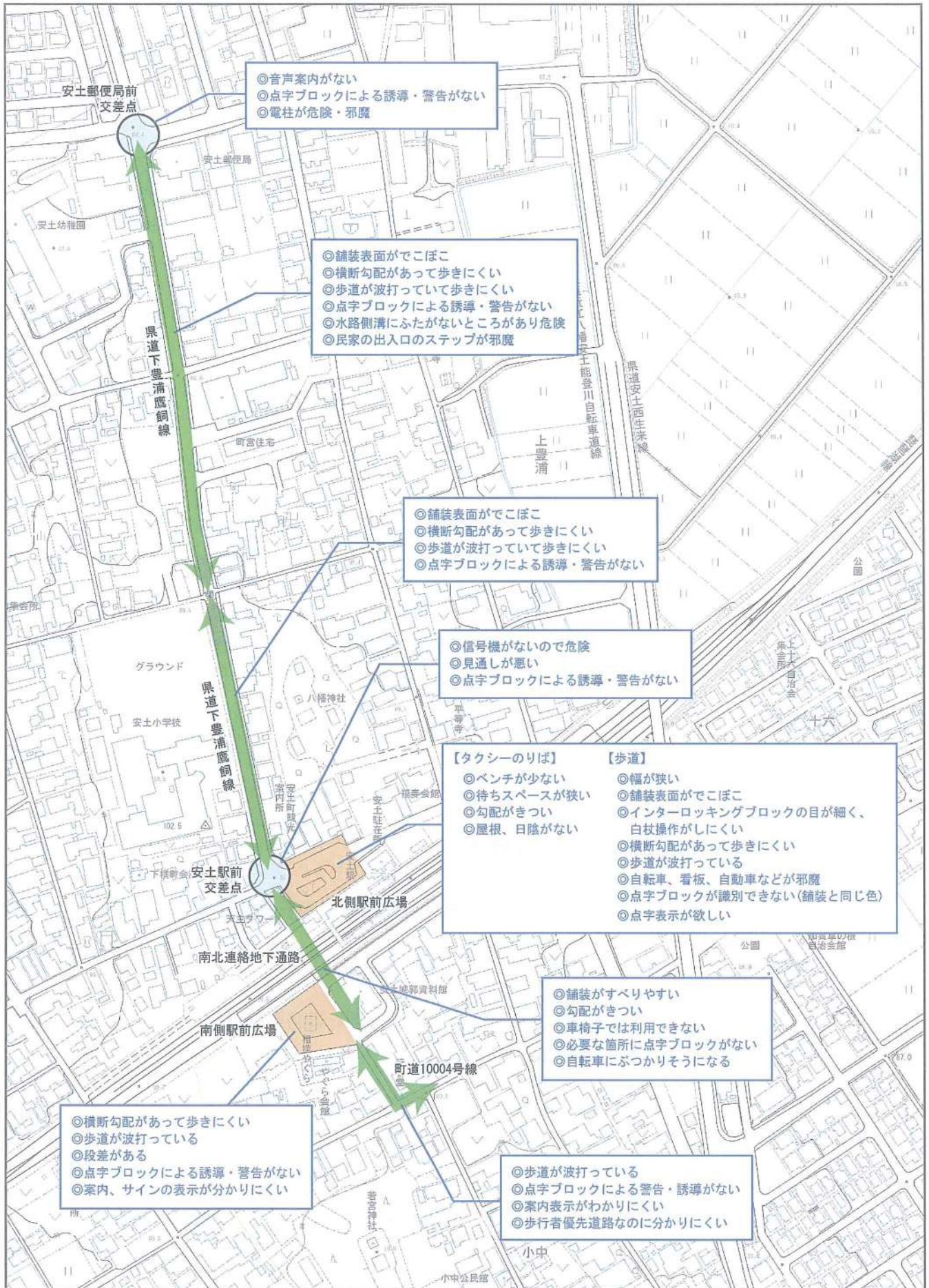


図 3-2 JR 安土駅周辺現地点検調査での主要な問題点

3.3 ヒアリング調査結果

3.3.1 ヒアリング調査項目・内容

日頃の外出行動、移動時の問題、今後のバリアフリー化等についてヒアリングしました。

<ヒアリングの項目・内容>

項目	ヒアリング内容	
Ⅰ. 日頃の外出行動について	1番よく行く場所と、2番目によく行く場所について、右の内容をヒアリング	(1) 外出先の場所と目的 (2) 外出の頻度、行先、利用交通手段
	その他	(3) 自宅から JR 安土駅までの所要時間と交通手段ごとの内訳
Ⅱ. 日頃の外出時に感じている移動等の問題	(4) JR 安土駅について (5) タクシーについて (6) 町民理解について (7) 自由意見	
Ⅲ. これからのバリアフリー化について	(8) 今後のバリアフリー施策について何が重要か (9) 物理的な障害の解消が実現し、様々な交通サービスが充実したら、外出回数を増やしたいか。また、外出の方法・仕方を変えるか (10) 自由意見	

3.3.2 ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査により得られた各設問の集計や自由意見等を要約すると、次のとおりです。

- JR 安土駅での移動に問題を感じている意見が多い。
- 今後のバリアフリー施策については、“駅や車両、道路等の物理的な障害の解消”を需要度1位に挙げる意見が多い。
- 物理的な障害の解消等が実現すれば、外出回数を増やしたいという意見が多い。
- 巡回バス等の運行を望む意見が多い。
- ハード整備に合わせて、ソフト面の対応が重要とする意見が多い。
- 観光客など安土を訪れる人に対しては、“案内・ガイドの充実”を望む意見が多く、観光客向けのバス等の運行が挙げられている。

3.4 現地点検調査等から得られた課題

(1) 現地点検調査による課題

現地点検調査により得られた問題点への対応を図るため、次のような施設の改良や整備が課題となっています。

表 3-1 現地点検調査による課題

区 分	課 題
歩道の改良	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装面の改良 ●波打ち歩道の解消 ●グレーチングの改良 ●横断勾配の緩和
視覚障害者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者誘導用ブロックの設置 ●既存視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への改良 ●交差点での音響信号機やエスコートゾーンの設置
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ●溝ふたや転落防止柵の設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●南北連絡地下通路の勾配解消 ●案内サインの改良・設置 ●交通マナーの向上 ●沿道利用マナーの向上

(2) ヒアリング調査による課題

ヒアリング調査により得られた意見を整理し、基本構想策定に向けての課題を整理すると、下表のとおりです。

表 3-2 ヒアリング調査による課題

区 分	課 題
移動円滑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●JR 安土駅の移動円滑化 ●JR 安土駅周辺の道路等における物理的な障害解消
心のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード整備に合わせたソフト面の対応
町内外の広域的な移動の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回バス等の運行 ●観光客などへの案内・ガイドの充実

第4章 移動等円滑化の基本理念と基本的な方針

JR安土駅周辺地区に係る移動等円滑化の「基本理念と基本的な方針」を以下に設定します。

【地区の特性と課題】

- ◎安土町は滋賀県のほぼ中央部に位置し、古くから農業を中心に発展してきましたが、近年工場誘致と宅地開発が進められ市街化が進みました。一方、安土城跡に代表される特色ある歴史文化を背景とする個性あるまちでもあり、観光客も多く訪れています。
- ◎JR安土駅周辺地区は、町の中心市街地を形成し、その中央部に位置するJR安土駅は鉄道と徒歩・自転車・自家用車等との交通結節点であるとともに、安土を訪れる人々の玄関口でもあります。
- ◎この鉄道駅が中心に位置する市街地は、高齢者でも自宅から歩いて行ける範囲の中に、公益サービス・福祉・医療等の日常生活に必要な様々な施設が立地しています。
- ◎一方、都市計画マスタープラン等において「中心エリア」に位置づけ、より一層生活に必要な機能の向上とともに、交通施設のバリアフリー化の推進を図るとしています。
- ◎JR安土駅周辺地区は上記に示す特性を今後とも維持向上を図りつつ、移動等円滑化の視点から、すべての人が安全・快適・便利に移動等ができる施設整備を促進するとともに、情報伝達・コミュニケーション等の施策を通じて、誰もがより一層暮らしやすい、魅力あるまちづくりを進めることが課題として挙げられます。
- ◎現地点検・ヒアリング調査結果から、駅や道路等のバリアフリー化と併せて、ソフト面も充実を図り、安心・安全に暮らせるまちへと再整備することが求められています。



【基本理念】

住む人、訪れる人が、安全・快適・便利に移動等ができ、誰もがより一層暮らしやすい、魅力あるまちづくりを目指します



【基本的な方針】

○JR安土駅周辺地区に係るバリアフリー化は、町及び県等の計画と整合を図りつつ進めます

安土町の総合計画、都市計画マスタープラン等では、JR安土駅周辺地区における駅および周辺地区のバリアフリー化等が計画されており、これらの計画と整合を図りつつ重点整備地区の整備を進めます。

○JR安土駅周辺地区の現在ある市街地機能を維持向上しつつ、歩いて暮らせる街づくりを進めます

JR安土駅周辺地区は、歩ける距離に日常生活に関連する機能が集まっている地区と位置づけられ、今後ともより一層生活関連機能の向上とともに、街の玄関としての交通結節機能、観光サービス機能の充実を進めます。

○日常生活関連施設と連携した安全・快適・便利で連続して移動等できる空間づくりを進めます

ユニバーサルデザインの実現に向けて、高齢者や障害者のみならず、だれもがいつでも安全・快適・便利に移動等ができる空間づくりを進めます。

○バリアフリー化の実現に向けては、段階的・継続的に改善を図りつつ進めます

バリアフリー化の実現には、段階的に様々な人・機関等の協力・参画を得ながら、継続的に取組みを積み重ねつつ進めます。(スパイラルアップ)。

○施設のバリアフリー化に加えて、「心のバリアフリー化」を進めます

バリアフリー新法では、バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み(心のバリアフリー)を国の責務としており、本基本構想でも心のバリアフリーを推進します。特に、バリアフリーに関する情報伝達、施設利用者と施設利用支援者とのコミュニケーション等の活発化を促進し心のバリアフリー化を進めます。

第5章 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路の設定

5.1 設定の方針

(1) 重点整備地区の区域設定方針

- 重点整備地区の区域は生活関連施設を含み、高齢者・障害者等が通常徒歩で移動する範囲において、生活関連施設の立地状況等を勘案して設定します。

(2) 生活関連施設の設定方針

- 地区において、高齢者・障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医院、文化施設、商業施設等の施設を『生活関連施設』と位置づけます。

(3) 生活関連経路の設定方針

- 重点整備地区内の生活関連施設を結ぶ経路となるものを『生活関連経路』と位置づけます。

5.2 重点整備地区の区域及び生活関連施設・経路の設定

JR 安土駅周辺地区では、5.1 の考え方に基づいて、重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路を次のように設定します。

<区域>

- JR 安土駅を中心に、主に生活関連施設が立地している JR 東海道本線の南北、概ね半径 500m のエリアのうち、生活圏としてまとまりのあるエリアを対象とします。

<生活関連施設>

- 重点整備地区内に立地する施設のうち、JR 安土駅、観光案内所、城郭資料館、安土小学校、安土幼稚園、安土保育園、安土町公民館、フレンドマート等を生活関連施設に位置づけます。

<生活関連経路>

- 上記に示した生活関連施設を結ぶ都市計画道路安土停車場線を軸に、同路線より城郭資料館に至る経路、安土幼稚園に至る県道、フレンドマートに至る県道を生活関連経路に位置づけます。
- なお、道路条件や沿道条件、その他地形的条件などから移動等円滑化基準のすべてを満たすことが困難な経路については準生活関連経路と位置づけ、可能な範囲でのバリアフリー対応を図ることとします。

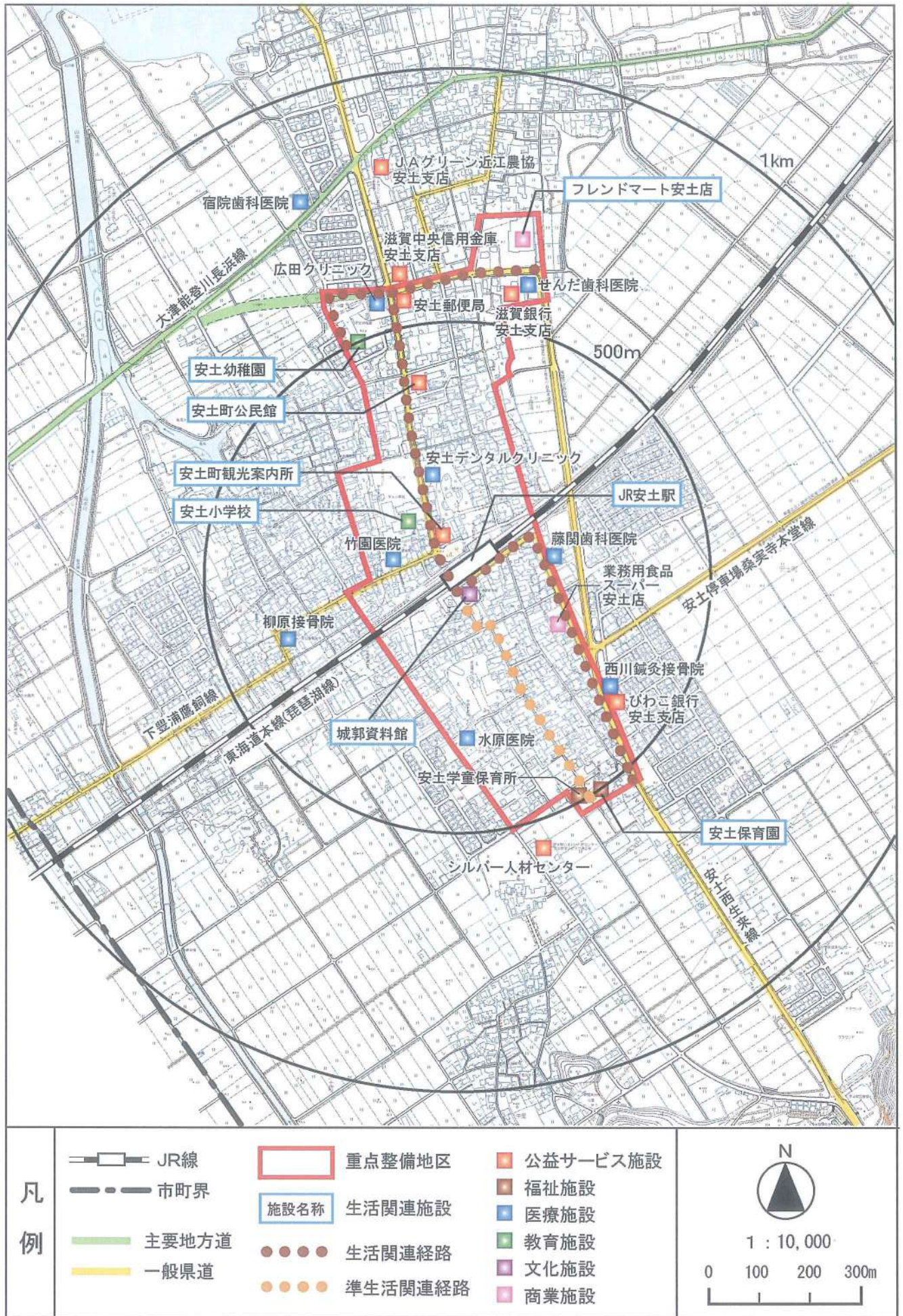


図 5-1 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路(案)

第6章 移動等円滑化のために実施すべき特定事業・その他事業

6.1 事業計画の策定方針

第5章において設定した重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路において、第4章に示した基本理念と基本的な方針を実現していくための特定事業や、特定事業に関連して実施するその他事業について計画します。

これらの事業計画は、以下の方針で策定します。

(1) 理念・方針の実現に向けた具体的整備項目の抽出

- 重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路について、理念・方針の実現に向けて現状の問題点・課題を抽出し、改善に向けた整備項目を抽出します。

(2) 利用者意見の反映

- 協議会での意見及び現地点検調査、また関係者ヒアリング等による施設利用者等の意見を取りまとめ、事業計画に反映します。

(3) 目標年次の設定

- バリアフリー新法では、2010年（平成22年）を目標年次に定めていますが、財政措置、合意形成、実施に向けた設計・協議等の期間を考慮して、段階的な整備を図ることとします。ここでは、目標年次を下記に示すように、短期を2012年頃、中期を2015年頃、それ以降を長期に分けて設定します。基本的には「短期」に実施可能な事業を特定事業に位置づけるものの、財源等の制約から「中期」「長期」となる事業も特定事業に位置づけつつ、今後の事業実施の状況により緊急性・重要性を考慮しながら可能なものは前倒しも含めて検討します。

<目標年次の設定>

- I：短期 2012年（平成24年）頃まで
- II：中期 2015年（平成27年）頃まで
- III：長期 2016年以降

6.2 特定事業計画

6.2.1 公共交通特定事業

◆特定旅客施設(JR 安土駅)等

(1) 整備の基本方針

JR 安土駅は鉄道と徒歩、自転車、自家用車等との交通結節点であるとともに、安土を訪れる人々の玄関口でもあります。このため特定旅客施設として、今後の高齢社会の対応に備えて安全で使いやすい交通結節点として、高齢者・障害者等の円滑、快適な移動の拠点となる駅として整備を検討します。

一方、JR 安土駅の移動等の円滑化は、別途検討が進められている駅周辺整備計画と整合を図りつつ、「国が定めた公共交通の移動等円滑化に関する基準」、および「だれもが住みたくなくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本とし、誰もが安全、快適、便利で連続して移動等ができる視点(ユニバーサルデザイン)を取り入れながら、できる限り利用者のニーズを反映した整備を進めることを検討します。

- 誰もが安全、快適および便利に移動等できることを基本に、最も一般的な経路で高齢者・障害者等が円滑に利用できる「連続した移動等円滑化された経路」を1以上設置するよう検討します。
- 駅の出入口からプラットフォームに通ずる経路について、基準に基づき幅を確保するとともに、エレベーター等の設置により高低差の解消及び階段における手すりの設置により移動等円滑化を検討します。

また、公共交通事業者における社員等への教育・訓練の継続・充実により、介助等接遇の向上を図ります。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公共交通事業者】

整備時期
 I：短期（2012年頃まで）
 II：中期（2015年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
移動等円滑化経路の確保	● 移動等円滑化された経路の1以上の設置		○ →	
社員教育	● バリアフリーへの意識の高揚、高齢者・障害者等のサポート等、社員教育・訓練の継続・充実			→

→の表示は継続的な対応を意味する

6.2.2 道路特定事業（県道）

(1) 整備の基本方針

生活関連経路となる県道については、既に一定の歩道整備が完了し、今後は大幅な改良を必要としない区間と、現在の幅員では歩道設置が困難な区間があります。それぞれで整備の方針が異なることから、前者を「歩道整備が完了している道路」、後者を「歩道設置が必要な道路」として基本方針を示します。

また、両者ともに整備に際しては、高齢者・障害者等の意見を反映し、なるべく安全、快適で使いやすい整備を行うものとします。

1) 歩道整備が完了している道路

県道下豊浦鷹飼線等の既設道路については、これまでも歩行者の安全性確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められていますが、一部の箇所・区間において使いにくい形状となっていたり、移動等円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分があります。

このような箇所・区間については、以下の事項に配慮して、できる限り改良を行います。

- ◎舗装面の改修、段差の解消、グレーチングの改良、また勾配の緩和など、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良します。
- ◎視覚障害者誘導用ブロックについて、視覚障害者等の意向を踏まえて、適正な配置、JIS規格への改良を進めます。
- ◎歩道に隣接した側溝等で転落の危険のある箇所については、溝蓋の設置または転落防止柵の設置を行います。

2) 歩道設置が必要な道路

県道安土停車場桑実寺本堂線の南北区間は、現在の道路幅員では歩道設置が困難であり、長期的には拡幅による歩道設置を必要としますが、当面は現在の幅員において、できる限り歩行者の安全性や移動等円滑化を図るための改良等を行います。

①現道における改良

- ◎歩行者の通行部分の明示や安全確保のため路側帯を設置し、路側帯には視覚障害者の通行を補助する路面表示等を設置します。
- ◎路側を通行する歩行者の安全を確保するため、溝蓋の設置（または転落防止柵の設置）やグレーチングの取替・補修をします。

②拡幅による歩道設置を行う場合

- ◎拡幅により歩道を設置する場合は、国の定めた「道路の移動等円滑化に関する基準」および「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「近江の道づくりルール」および「滋賀県歩道整備マニュアル」に沿った整備を原則とします。

(2) 整備内容・整備時期

1) 歩道整備が完了している道路

① 県道下豊浦鷹飼線

【整備主体：道路管理者】

整備時期

I：短期（2012年頃まで）

II：中期（2015年頃まで）

III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
既設歩道の改良	● 舗装面の改良、段差の解消	○ →		
	● 横断勾配の緩和	○ →		
	● グレーチングの改良	○ →		
交差点部等の改良	● 舗装面の改良、段差の解消	○ →		
	● 歩道巻込部、横断歩道端部の構造改良	○ →		
転落防止	● 溝蓋の設置・改良 (または転落防止柵の設置)	○ →		

→の表示は継続的な対応を意味する

② 県道大津能登川長浜線

【整備主体：道路管理者】

整備時期

I：短期（2012年頃まで）

II：中期（2015年頃まで）

III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
視覚障害者誘導用 ブロックの敷設	● 交差点部等への警告、方向指示のためのブロッ ク敷設(起終点が明確になるなど条件が整った 部分)	○ →		

→の表示は継続的な対応を意味する

③ 県道安土西生来線

【整備主体：道路管理者】

整備時期
 I：短期（2012年頃まで）
 II：中期（2015年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
既設歩道の改良	● 舗装面の改良、段差の解消	○ →		
	● 横断勾配の緩和	○ →		
	● グレーチングの改良	○ →		
交差点部等の改良	● 歩道巻込部への縁石設置、縁石の改良	○ →		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	● 交差点部等への警告、方向指示のためのブロック敷設	○ →		
転落防止	● 溝蓋の設置 （または転落防止柵の設置）	○ →		

→の表示は継続的な対応を意味する

④ 県道安土停車場桑実寺本堂線（東西区間）

【整備主体：道路管理者】

整備時期
 I：短期（2012年頃まで）
 II：中期（2015年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
既設歩道の改良	● 舗装面の改良、段差の解消	○ →		
交差点部等の改良	● 歩道巻込部への縁石設置、縁石の改良	○ →		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	● 交差点部等への警告、方向指示のためのブロック敷設	○ →		

→の表示は継続的な対応を意味する

2) 歩道設置が必要な道路

県道安土停車場桑実寺本堂線（南北区間）

【整備主体：道路管理者】

整備時期

I：短期（2012年頃まで）

II：中期（2015年頃まで）

III：長期

整備項目		概要	整備時期		
			I	II	III
現道の改良	歩行者通行部分の明示	● 路側帯の設置	○ →		
	転落防止	● 溝蓋の設置 （または転落防止柵の設置）	○ →		
	視覚障害者の通行を補助する路面表示の設置	● 交差点部等への警告、方向指示のための路面表示の設置	○ →		
歩道の新設	歩道の設置	● 道路拡幅による歩道設置			○
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設 （歩道設置部分）	● 交差点部等への警告、方向指示のためのブロック敷設			○

→の表示は継続的な対応を意味する

6.2.3 道路特定事業（町道）

(1) 整備の基本方針

生活関連経路及び準生活関連経路となる町道については、歩道のない道路であり、現道の幅員では歩道設置は難しいため、路側帯の設置を基本に次のような改良を進めます。

- ◎舗装面の改修、段差の解消、グレーチングの改良、また勾配の緩和など、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良します。
- ◎歩道の機能を代替するものとして、路側帯を設置・明示し、合わせて路側帯には視覚障害者の通行を補助する路面表示等を設置します。
- ◎歩道に隣接した側溝等で転落の危険のある箇所については、溝蓋の設置または転落防止柵の設置を行います。
- ◎安全性を考慮して、適切に道路照明灯を配置します。
- ◎町道 30281 号線（停車場地下道線）については、短期的には視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への改良、手すりの改良、舗装面の改良を進め、中・長期的には移動円滑化された南北動線の確保を目指します。

(2) 整備内容・整備時期

① 町道 30080 号線（安土幼稚園西側）

【整備主体：道路管理者】

整備時期
 I：短期（2012 年頃まで）
 II：中期（2015 年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
歩行者通行部分の明示	● 路側帯の設置	○ →		
転落防止	● 溝蓋の設置 （または転落防止柵の設置）	○ →		
視覚障害者の通行を補助する路面表示の設置	● 交差点部等への警告、方向指示のための路面表示の設置	○ →		

→の表示は継続的な対応を意味する

② 町道 30281 号線（停車場地下道線）

【整備主体：道路管理者】

整備時期

I：短期（2012 年頃まで）

II：中期（2015 年頃まで）

III：長期

整備項目		概要	整備時期		
			I	II	III
既設地下通路の改良	舗装の改良	● 滑りにくい素材への改良	○ →		
	手すりの改良	● 二段手すりへの改良	○ →		
		● 点字案内の設置	○ →		
	照明灯の整備	● 安全性を考慮し、照度確保に必要な道路照明灯を配置	○ →		
	視覚障害者誘導用ブロックの改良	● JIS 規格に適合したブロックへの改良	○ →		
勾配の解消		● 移動円滑化された南北動線の確保		○ →	

→の表示は継続的な対応を意味する

《準生活関連経路》

③ 町道 10004 号線 (JR 安土駅(南)～安土保育園)

【整備主体：道路管理者】

整備時期
 I：短期 (2012 年頃まで)
 II：中期 (2015 年頃まで)
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
舗装の改良	● カラー舗装の改良	○ →		
	● グレーチングの改良	○ →		
視覚障害者の通行を補助する路面表示の設置	● 交差点部等への警告、方向指示のための路面表示の設置	○ →		

→の表示は継続的な対応を意味する

6.2.4 建築物特定事業

(1) 整備の基本方針

生活関連施設については、生活関連経路から建物の出入口となる部分等までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を行います。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：建築物所有者】

整備時期

I：短期（2012年頃まで）

II：中期（2015年頃まで）

III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	● 出入口部への警告・方向指示のためのブロック敷設	○		→

→の表示は継続的な対応を意味する

6.2.5 交通安全特定事業（信号交差点等）

(1) 整備の基本方針

安全、快適に交差点を横断できるように、生活関連経路上の必要な箇所について、高齢者・障害者等に配慮した信号機への改良を検討するとともに、必要な位置への信号機の新設について検討します。

- 既設信号については、必要な箇所について視覚障害者付加装置の改良や高齢者等感応装置の追加を検討します。
- 高齢者・障害者等の横断に配慮して、必要な位置に信号機の新設を検討します。
- 信号がなく交通量が多い交差点等で、歩行者への注意喚起のための路面表示や看板を設置します。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：公安委員会・道路管理者】

整備時期
 I：短期（2012年頃まで）
 II：中期（2015年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
バリアフリー型信号機への改良	● 視覚障害者付加装置の改良、高齢者等感応装置の追加の検討			○
信号の新設	● 歩行者の横断が多く、現在信号機が設置されていない交差点での信号新設の検討			○
交差点等での注意喚起	● 信号がなく交通量が多い交差点等で、自動車・自転車等に対して歩行者への注意を喚起する路面表示や看板等を設置する	○	→	

→の表示は継続的な対応を意味する



図 6-1 特定事業計画の概要

6.3 その他の事業に関する計画

6.3.1 駅前広場のバリアフリー化

(1) 整備の基本方針

JR 安土駅の南北に立地する駅前広場は、駅周辺整備計画との整合を図りつつ、駅と一体となった交通結節点及び安土町の玄関口、さらに駅から周辺地区への移動等が円滑化された空間整備を行います。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：道路管理者】

整備時期
 I：短期（2012年頃まで）
 II：中期（2015年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
歩道の改良	● 舗装面の改良、段差の解消		○ →	
	● 横断勾配の緩和		○ →	
視覚障害者誘導用ブロックの改良・敷設	● 横断部等への警告、方向指示のためのブロック敷設・改良		○ →	

→の表示は継続的な対応を意味する

6.3.2 意識啓発

(1) 基本方針

バリアフリーのまちづくりの実現のためには、特定事業によるハードな施設整備とあわせ、初期の段階から町民等にバリアフリー化の推進に向けて意識啓発を行うことが重要です。具体的には、道路の利用等に関する町民の意識啓発に向けて、交通ルールの周知や走行マナーの向上、沿道利用者のマナー向上等に関する意識啓発を行います。

(2) 実施内容

【実施主体：町や住民等取組みに応じて決定】

整備時期

I：短期（2012年頃まで）

II：中期（2015年頃まで）

III：長期

実施項目	概要	実施時期		
		I	II	III
交通ルール周知・マナー向上の啓発	● 違法駐車や自転車の放置の防止に関する啓発	○		→
	● 歩行者を優先した自転車の走行マナーと交通ルール等の啓発	○		→
沿道利用マナー向上の啓発	● 歩道への商品、看板、植栽等のはみ出し防止に関する啓発	○		→
	● 道路上に設置された段差解消プレートの撤去、設置防止の啓発	○		→
心のバリアフリーの広報	● バリアフリーに関する町民意識の啓発に向けた広報活動	○		→

→の表示は継続的な対応を意味する

6.3.3 来訪者への案内標識設置計画の検討

(1) 策定の基本方針

JR 安土駅周辺地区は、安土城跡に代表される特色ある歴史文化観光に訪れる人々の玄関口でもあり、来訪者が安全、快適に移動等を行うためには、駅及び道路のバリアフリー化とともに案内、情報のバリアフリー化が必要です。

来訪者に提供する案内標識による情報は、来訪者の視点に立ち、誰もが見やすく分かりやすくすることが基本であり、そのためには、駅舎内、駅前広場、道路等で提供する情報が連続・一貫し、ユニバーサルデザインであることが重要です。また、分かりやすい案内により観光ルートを示すことは、来訪者の回遊性を高め、まちの活性化につながることも期待できます。

このため、来訪者への案内標識設置計画は、関係事業者間で調整を図りつつ検討します。

(2) 整備内容・整備時期

【整備主体：計画策定の熟度に対応して決定】

整備時期
 I：短期（2012年頃まで）
 II：中期（2015年頃まで）
 III：長期

整備項目	概要	整備時期		
		I	II	III
来訪者への総合案内標識設置計画の検討	● 関係事業者間での調整が図れた総合的な案内標識設置計画の検討	○	→	

→の表示は継続的な対応を意味する

第7章 移動等円滑化の事業推進に向けて

(1) 本基本構想の進行管理

本基本構想にもとづいて、各施設管理者や公共交通事業者などにより策定される特定事業計画等の着実な実施のためには、事業実施・完了、供用開始後の事業評価まで、継続的に進行を管理していくことが必要です。

このため、本基本構想策定に関わった住民・機関等が、この基本構想の考え方を継承しつつ事業の実現に向けて連携・調整・合意を図りながら進行管理を行います。また、事業の実施にあたっては、住民等の意見を聞きつつ、進行状況を踏まえながら評価し、必要に応じて事業計画を見直していく「スパイラルアップ」の取組みを行います。

(2) 住民等との協働

本基本構想において、その他事業に位置づけた交通マナー向上や沿道利用マナー向上に関する「意識啓発」については、まず既存の不法状況の解消を公安委員会や道路管理者が中心となって働きかけを行い、不法状況解消後については、道路空間を適正に維持管理するよう、行政と住民等が協働した取組みを進めることが必要です。

また、道路と建築物等がバリアフリー化されても、道路と建築物等の間に段差などのバリアが存在すれば、移動経路にバリアが残り事業効果が減少することから、相互に調整を図り、道路と建築物等との間が連続して円滑に移動できるよう、行政が中心となって広報・啓発活動等を推進します。

(3) 町民意識の醸成とソフト面での補完

(心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進)

行政機関等によるハード面での整備が充実しても、それを利用する町民（利用者）のバリアフリーに対する理解・協力がなければ、真に有効なバリアフリー化にならないため、町民意識の醸成とソフト面での補完（心のバリアフリーの推進）が不可欠です。例えば、道路や信号などの特定事業の整備がなされるまでの期間については、下記のようにバリアフリー化未整備をソフト面において補完する方向で、町民に理解・協力を求めます。

（例）信号がなく交通量が多い交差点等で、横断の手助けが必要な歩行者がいるとき、その歩行者の手助けを周りの人に促すような看板を道路管理者等が設置し町民に協力を求める。町民は、横断に困っているような人がいるときは、その手助けをするよう意識し助ける。

さらに、近年、自転車利用が促進される一方で、自転車と歩行者の事故の増加、自転車利用者の危険な走行・通行ルール違反などが社会問題となっています。自転車の適正な利用を促すために、利用者のマナーアップや、交通ルール・交通安全に関する教育を関係機関・団体等と緊密に連携しながら推進する必要があります。

今回、町民意向の把握のため現地検調査を実施した際、参加した子どもたちから次のような指摘がありました。

「日ごろ、自転車に乗っているときは、歩いている人にぶつかりそうになったり、走りにくい、と感じることがある。（現地検調査で）歩道を歩いているときは、自転車が危ないと思う。」

これは、相手の立場になって考えている意見であり、今回の現地検調査において子どもに対する教育的な効果が生まれてきていると言えます。

このように子どもが実際の経験を通じて自分で考え、相手に対する思いやりの気持ちをはぐくむことで、心のバリアフリーに繋がる良い体験でした。このことを参考として、将来のまちの担い手である子どもたちに、道路や旅客施設等のバリアフリーについて考えるような機会・きっかけとなるような取組みを推進します。

以上のような取組みにより、今後もバリアフリーに対する関係者間のコミュニケーションと子どもも含めた町民意識の醸成を図るとともに、年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人が暮らしやすい「ユニバーサルデザインの推進」を図ります。

(4) 移動等円滑化を支援する施策の促進

①移動の利便性を高める交通体系について

本基本構想では、安土町内に点在する複数の公共公益施設、歴史文化施設立地地区の中から、「JR 安土駅を核とする地区」を重点整備地区に選定しました。今後、重点整備地区において移動等円滑化特定事業を進め、地区のバリアフリー化を推進することに併せて、町内の各地区間の移動・連携を図るとともに、町内外からの観光・レクリエーション等による来訪者の回遊性の利便等を図るため、巡回バスやデマンドタクシー等の交通体系の導入が望まれます。

②車いす利用者等の駅へのアクセス性向上

車いす利用者等の移動は、上記に示した交通体系が実現するまでは、自家用車等の自動車アクセスが主体となります。特に地区の核となる JR 安土駅への移動におけるアクセス性向上は重要といえます。そこで、現行の交通体系の下でも円滑な移動と交通手段の連続性を確保するために、駅周辺整備計画と整合を図りながら、車いす利用者等の利用に配慮したバリアフリーな駐車場整備等について検討します。

③夜間の安全性の向上

夜間における歩行者、自転車等の安全・安心な通行環境を確保するため、道路管理者と住民や自治会・団体等が協働し、下記のように交通安全、防犯に配慮した道路等の整備、管理を促進します。

＜例＞

- ◎ 路上における照明の確保
- ◎ 各家庭の門灯点灯の協力
- ◎ 沿道施設による照明の確保
- ◎ 歩道、地下道等の防犯設備（防犯カメラ等）の設置

<用語の解説>

あ行

[移動等円滑化]

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

[移動等円滑化基準]

高齢者や障害者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が特定事業ごとに政令省令等で定めた基準のこと。

[移動等円滑化基本構想]

市町村が、バリアフリー新法に基づいて駅などを中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区と定め、その地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載した計画のこと。

か行

[心のバリアフリー]

駅や道路などにおける「物理的な障壁(バリア)」の他に、人の考えや気持ちの持ち方などの「こころの障壁(バリア)」があり、施設のバリアフリー化の不完全さを補完したり、施設のバリアフリー化を有効に機能させる、心遣いや気配り、コミュニケーションのこと。

さ行

[重点整備地区]

高齢者や障害者等の移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を優先的に推進していくとする区域のこと。

[スパイラルアップ]

具体的なバリアフリー化施策などの内容について、高齢者や障害者等の参加のもとで検証し、その結果を受けて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

[生活関連経路]

生活関連施設相互間の道路や通路等の経路のこと。

[生活関連施設]

高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、その他施設のこと。

[その他の事業]

重点整備地区における生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもので、例えば、駅前広場、通路等に係る事業のこと。

た行

[特定事業]

基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するもので、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業のこと。

は行

[パブリックコメント]

行政機関などが計画を策定する際に、あらかじめ計画の素案を広く住民に公表し、それに対して出された意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

[バリアフリー]

高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障害などすべての障害を除去するという考え方のこと。

[バリアフリー新法]

平成 18 年 12 月に施行された、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。

や行

[ユニバーサルデザイン]

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、はじめから多様な人々が利用しやすいよう製品や建物、生活空間をデザインする考え方のこと。

付 属 資 料

1. JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 「JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想」(以下「基本構想」という。) 策定のため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第26条の規定に基づき「JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、バリアフリー新法第25条の規定に基づく基本構想を安土町が策定するに際して、協議会を構成する委員の意見を反映することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を検討するとともに関係者の意見を集約する。

- (1) 重点整備地区に関すること
- (2) 基本構想に掲げる事項に関すること
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第4条 協議会は委員17名以内で構成する。

- 2 協議会に会長および副会長を置く。
- 3 会長、副会長は学識経験者の内から定める。
- 4 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。
 - (1) 住民代表
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公共交通事業者
 - (4) 公安委員会
 - (5) 行政関係機関
- 7 委員の任期は、第3条の事務が終了したときまでとする。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、安土町事業課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って、定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

2. JR 安土駅周辺地区移動等円滑化基本構想検討協議会 名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
委員	若井 郁次郎	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科教授	会長
	三谷 哲雄	流通科学大学情報学部経済情報学科准教授	副会長
	三村 善雄	住民代表	
	木俣 源一郎	住民代表	
	西川 與平	住民代表	
	堤 一彦	住民代表	
	嶋川 豊嗣	住民代表	
	中谷 久美子	住民代表	
	今野 昌明	住民代表	
	奥田 英雄	西日本旅客鉄道(株)京都支社企画課長	
	松家 昌雄	近江八幡警察署交通課長	
野村 義明	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官		
野坂 尚宏	滋賀県土木交通部管理監 (交通政策課長事務取扱)		
平林 光彦	滋賀県東近江土木事務所道路計画課長		
武内 昭雄	安土町事業課長		
豊後 孫治	安土町健康福祉課長		
玉木 凡	安土町政策推進課長		
		安土町事業課	事務局

【協議会風景】



